

第3期 栗山町

子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

栗山町

目次

第1章	計画策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨と位置づけ.....	1
2	計画の期間	4
3	計画の対象となる子ども.....	4
4	他の計画との関係.....	4
5	計画の策定体制	5
	(1) 子ども・子育て会議の設置.....	5
	(2) アンケート調査の実施.....	5
	(3) パブリックコメントの実施.....	5
6	持続可能な開発目標（SDGs）について.....	5
第2章	栗山町の子育てを取り巻く環境.....	6
1	人口・世帯の動向.....	6
	(1) 人口推計	6
	(2) 世帯数の推移.....	7
	(3) 出生の動向.....	8
	(4) 婚姻の状況.....	9
	(5) 就業の状況.....	10
2	計画策定のためのアンケート調査の実施.....	11
	(1) アンケート調査の実施方法と結果.....	11
3	計画策定のためのアンケート集計結果の概要.....	12
4	現状と課題の整理.....	22
第3章	第2期子ども・子育て支援事業計画の実績.....	24
1	子育て支援事業の実績.....	24
	子どもの様々な力を育み、健やかに育つ環境づくり.....	24
	誰もが安心して出産・子育てができる環境づくり.....	30
	地域で子どもを育てる環境づくり.....	34
2	量の見込みと実績.....	37
	(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）.....	37
	(2) 2号認定（3歳以上、保育所を利用希望）.....	37
	(3) 3号認定（0歳児）.....	37
	(4) 3号認定（1・2歳児）.....	37
3	地域子ども・子育て支援事業の実績及び確保状況.....	38
第4章	第3期計画の基本的考え方と基本施策.....	41
1	基本理念	41
2	基本目標	41
3	基本施策	42

第5章	第3期計画における基本施策の取り組み.....	43
基本目標1	子どもを社会のまんなかにおき、個人として尊重し、健やかに育つ環境づくり..	43
1	子育て環境の充実.....	43
2	遊びと学びの支援.....	45
3	障がいを持つ子どもの支援.....	47
基本目標2	誰もが安心して出産・子育てができる環境づくり.....	48
4	親と子の健康増進と包括支援の充実.....	48
5	子育て家庭への経済的負担軽減.....	50
基本目標3	地域で子どもを育てる環境づくり.....	51
6	虐待防止と親子関係形成の取り組み.....	51
7	仕事と生活の調和の実現.....	53
8	子どもの権利保障.....	54
9	子どもに安全なまちづくり.....	55
第6章	教育・保育提供サービスの確保.....	56
1	教育・保育提供区域の設定.....	56
2	各年度における教育・保育の量の見込みと供給体制.....	56
3	子どもの人口推計.....	56
4	教育・保育の量の見込みと確保方策.....	57
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	59
第7章	計画の推進体制.....	65
1	計画の推進にあたっての体制.....	65
2	計画の点検・評価と見直し.....	65
資料		66
1	計画策定の経過	66
2	栗山町子ども・子育て会議条例.....	67
3	栗山町子ども・子育て会議委員名簿.....	69

◆「子ども」の表記について◆

本計画では、「子ども」という表記を用いていますが、法律や固有の名称などにより、「こども」を用いる場合があります。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と位置づけ

我が国では、出生率の低下とそれに伴う少子化の急速な進行、生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化、核家族化や共働き世帯の増加等、家族や地域、就労等の子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、子どもの貧困やヤングケアラー、児童虐待、自殺対策等、子どもや若者の抱える問題も複雑かつ複合化しています。

こうした状況へ対応し、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築に向けて、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。また、「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年からは「子ども・子育て支援新制度」が本格的に開始され、市町村は①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

その後、更なるこども政策の推進に向けて、令和4年に「こども家庭庁設置法」と「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足しました。また、令和5年12月22日には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指して、様々なこども施策を推進していくこととされています。

栗山町（以下、「本町」という。）は、次世代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるような環境づくりを実現するため、平成27年に「第1期栗山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各事業を実施してまいりました。以降、令和2年には第1期計画を引き継いで子ども・子育て支援事業を進めるために第2期栗山町子ども・子育て支援事業計画を策定し、新たな事業を含め、子ども・子育て支援事業を推進してまいりました。

このような状況のなか、令和2年3月策定の「第2期栗山町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間（令和2～6年度）が終了することから、引き続き、地域の多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつ協働し、子どもや子育て家庭に妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことで、子どものより良い育ちと保護者としての成長を実現していけるよう、本町の子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取組等について示す計画として「第3期栗山町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として、子どもに関わる各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

さらには、「栗山町総合計画」を最上位計画とし、町の関連計画等と整合を図り、子育て支援体制を総合的、一体的に進める計画としています。

以下に、本計画策定に際し、その理念を尊重すべき法律について示します。

【本計画の根拠法とその理念等】

子ども・子育て支援法

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

※ <参考> こども基本法

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

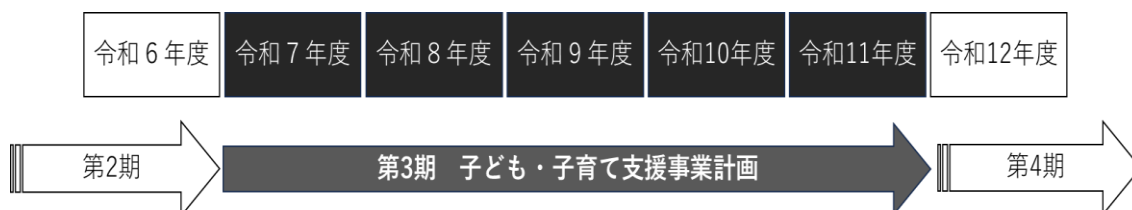
第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

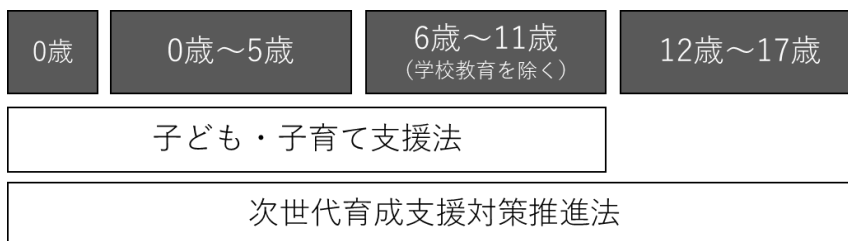
2 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度の5年間とします。



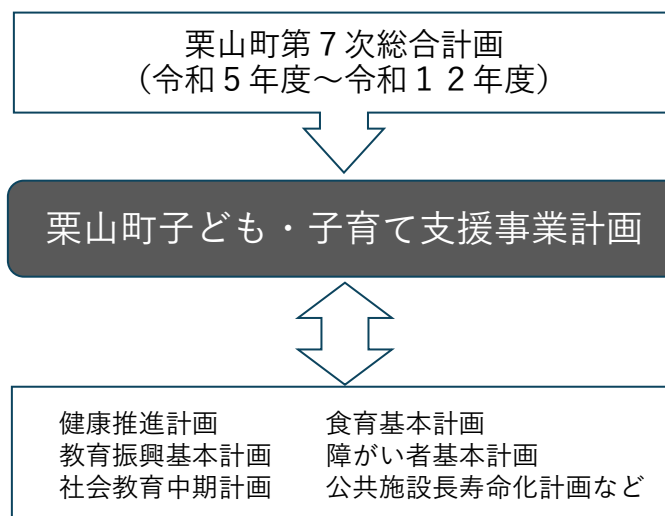
3 計画の対象となる子ども

本計画の対象となる子どもと根拠となる法令の関係は以下のとおりです。



4 他の計画との関係

栗山町第7次総合計画を中心として、子ども施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進します。



5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、栗山町子ども・子育て会議条例（平成 26 年 3 月 20 日条例第 1 号）に基づき設置された「栗山町子ども・子育て会議」において、計画の内容、量の見込み及び確保方法、地域子育て支援施策等について意見を聞き協議を行います。

(2) アンケート調査の実施

保護者の就労状況や子育ての現状、教育・保育や子育て支援に関する量を把握し、各事業の量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的に、アンケート調査を実施し、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とします。

(3) パブリックコメントの実施

町民から意見を反映するためパブリックコメントを実施します。

6 持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGsとは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和 12 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。



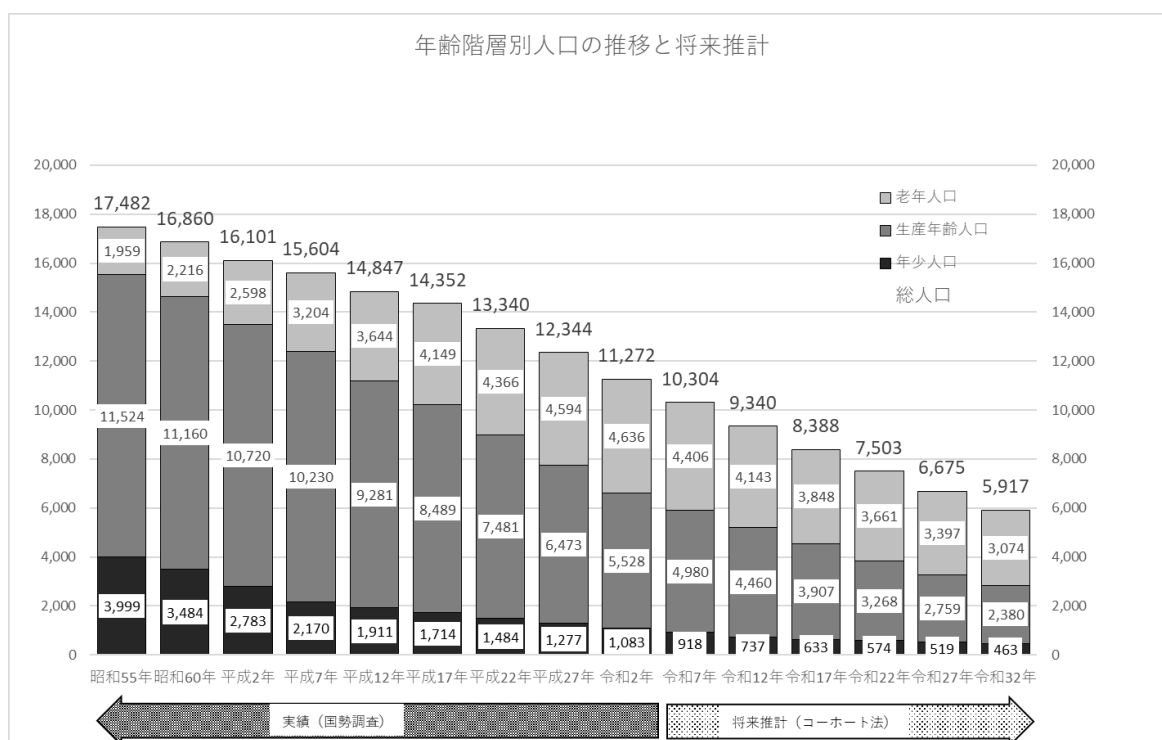
第2章 栗山町の子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯の動向

(1) 人口推計

本町の人口は、令和2年現在 11,272 人（国勢調査）です。コーホート法に基づく推計では、今後減少を続け、令和7年に 10,304 人、令和12年には1万人を下回り、9,340 人になる見込みです。

本計画の対象者の中心となる、年少人口についても令和7年に1千人を下回り、その後も減少を続ける見込みです。

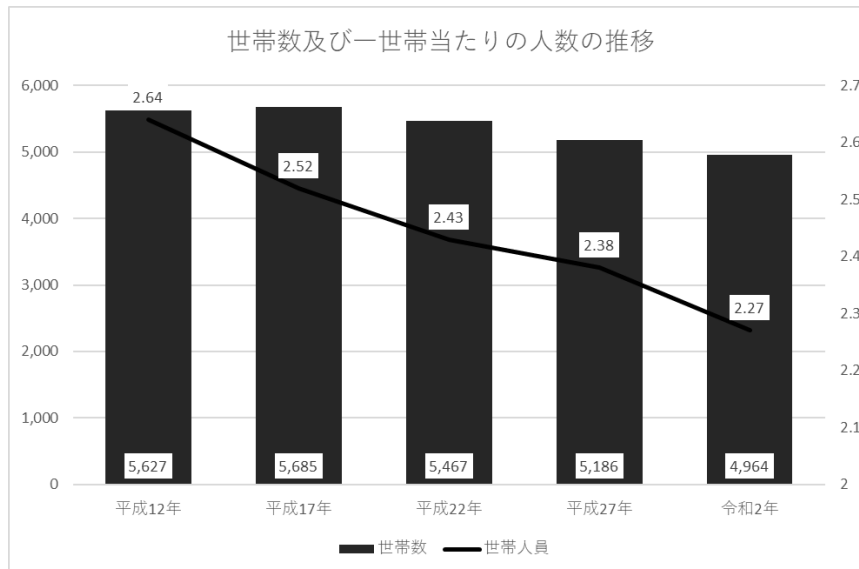


資料：国勢調査

(2) 世帯数の推移

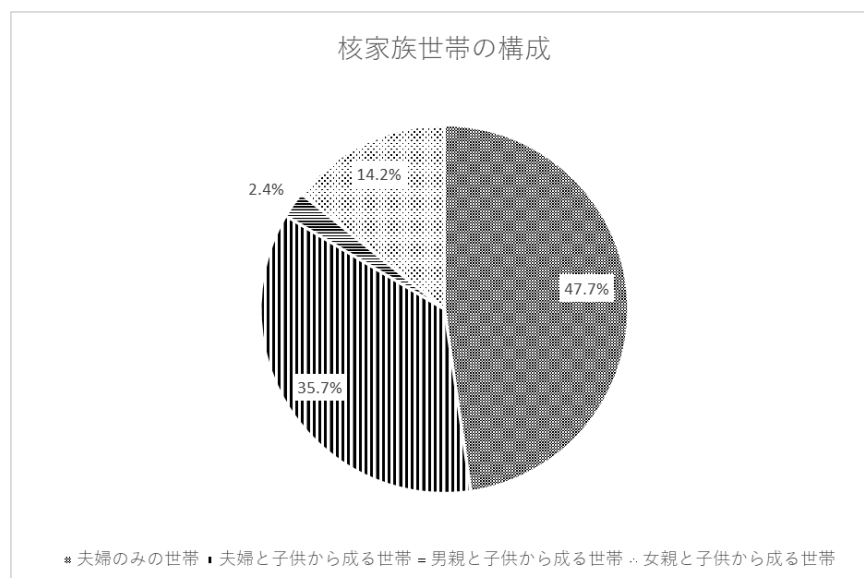
本町の世帯数、一世帯当たり人数の推移は以下の通りです。世帯数の減少は人口減少に比べ緩やかです（平成27年 5,186世帯→令和2年 4,964世帯・・・122世帯の減少）。その反面、人口が減少しているため、一世帯当たり人数は減少しています。

理由は、核家族世帯、ひとり世帯が増加していることが考えられます。



資料：国勢調査

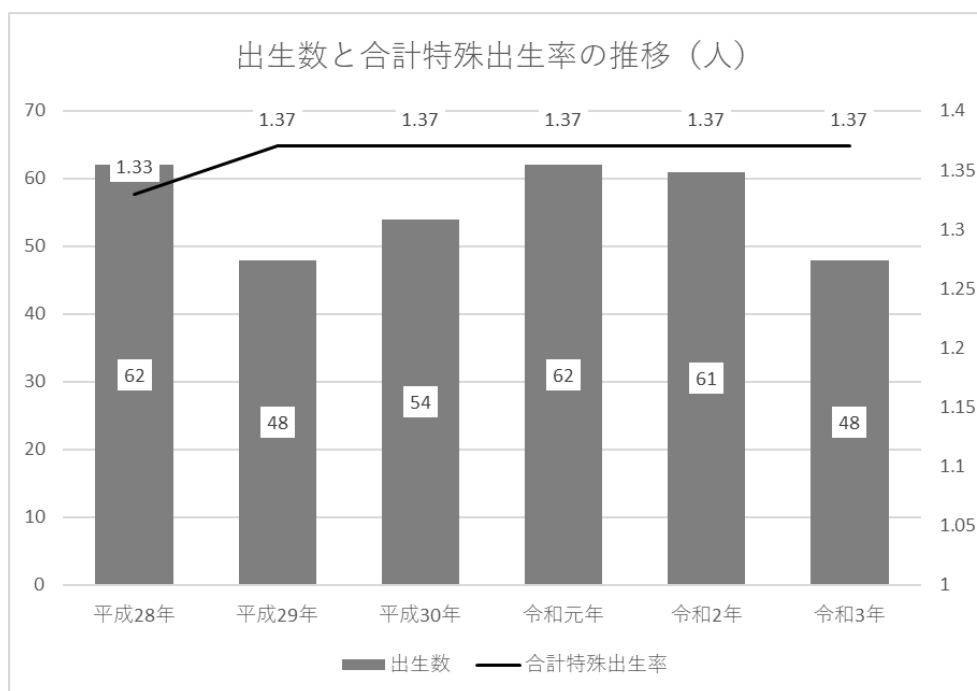
核家族世帯のうち、夫婦のみの世帯は47.7%（平成27年35.8%）と増加しており、夫婦と子どもの世帯は35.7%（平成27年51.8%）と減少しています。



資料：国勢調査

(3) 出生の動向

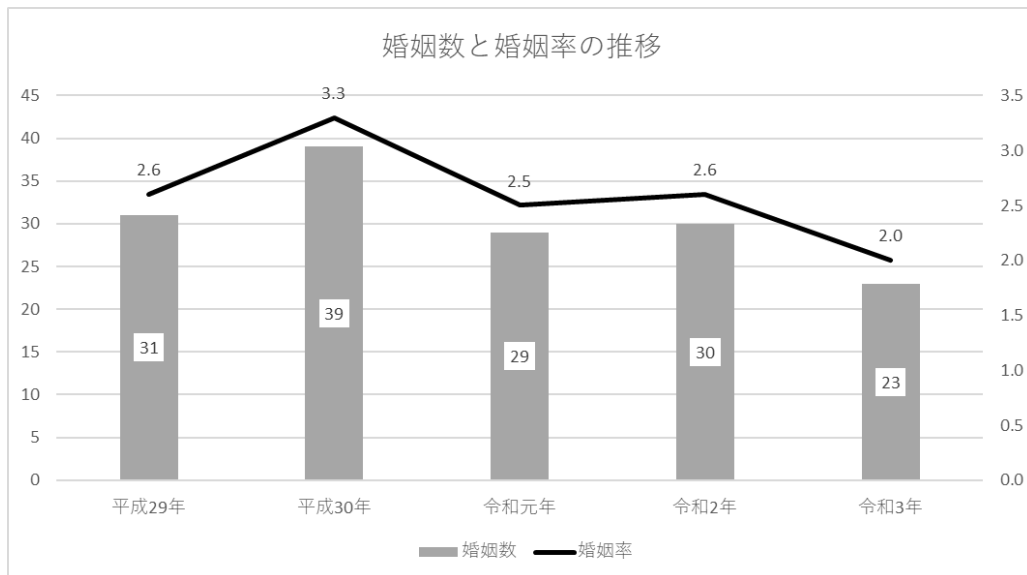
本町の出生数は増減を繰り返す傾向にあります。また、合計特殊出生率は平成29年より1.37と横ばいと推計されています。



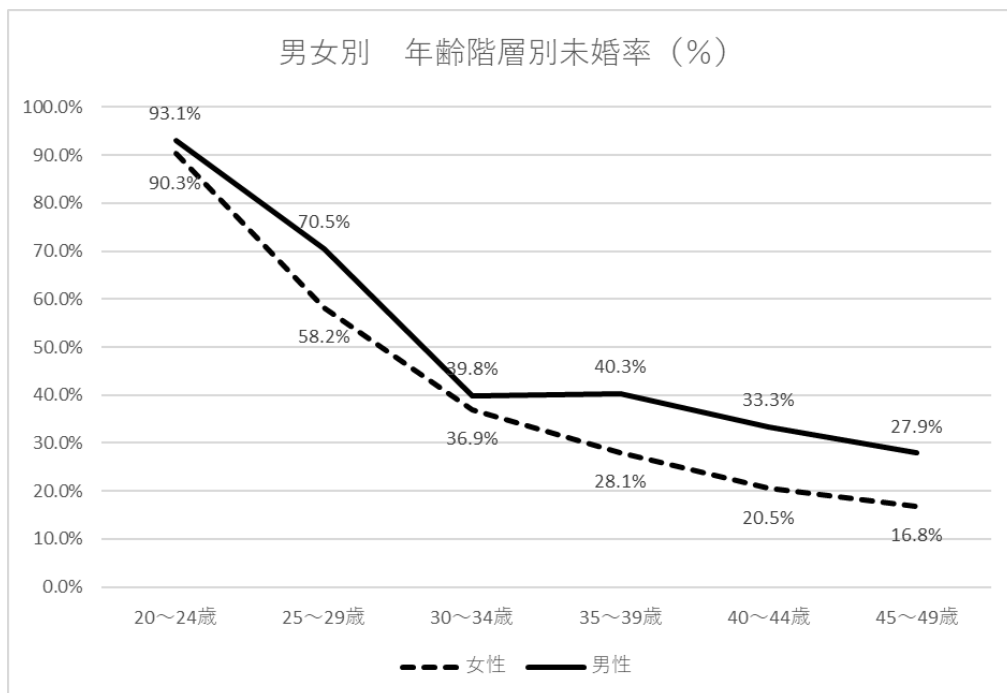
資料：北海道保健統計年報

（４）婚姻の状況

本町の婚姻数は人口減少と晩婚化により徐々に減少傾向にあります。また、年齢階層別の未婚率は年齢の上昇とともに低下しますが、どの年齢階層においても男性の未婚率が女性の未婚率を上回っています。



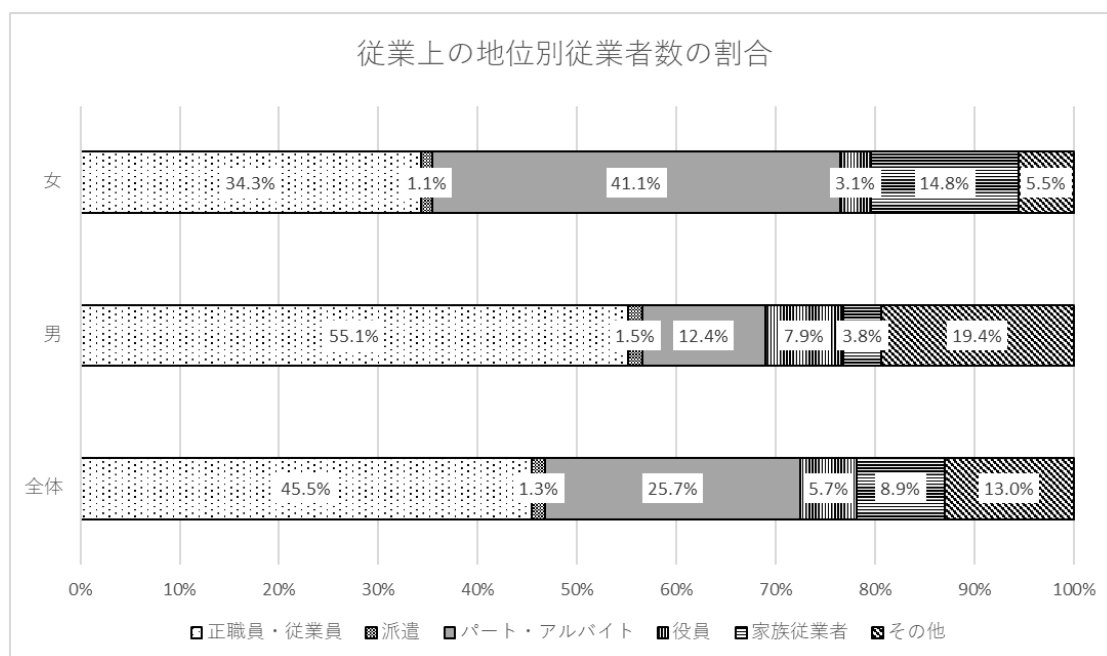
資料：北海道保健統計年報



資料：北海道保健統計年報

(5) 就業の状況

従業上の地位別従業者数の割合では、男性は正規職員・従業員が 55.1%と半数を超え最も多いのに対し、女性はパート・アルバイトが 41.1%と最も多くなっています。



資料：国勢調査

2 計画策定のためのアンケート調査の実施

(1) アンケート調査の実施方法と結果

本計画策定に先立ち、以下の内容によって、町内の子どもを持つ保護者に対してアンケートを実施しました。

調査期間 令和6年3月

調査方法 郵送・WEBによる回答を併用

調査対象 町内の就学前（0～5歳）、就学児童（小1～6年）の保護者

回収率等

	配布数	回収数	回収率
就学前	226	111	49.1%
就学児童	330	178	53.9%
合計	556	289	52.0%

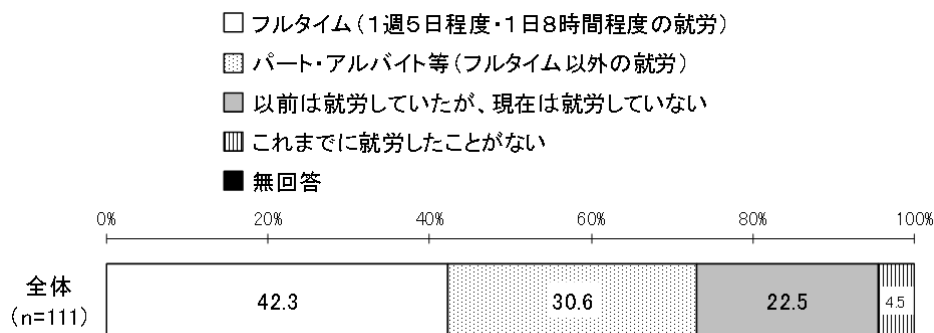
3 計画策定のためのアンケート集計結果の概要

就学前児童に関する回答

○母親の就労形態

問 就労形態についてお答えください。

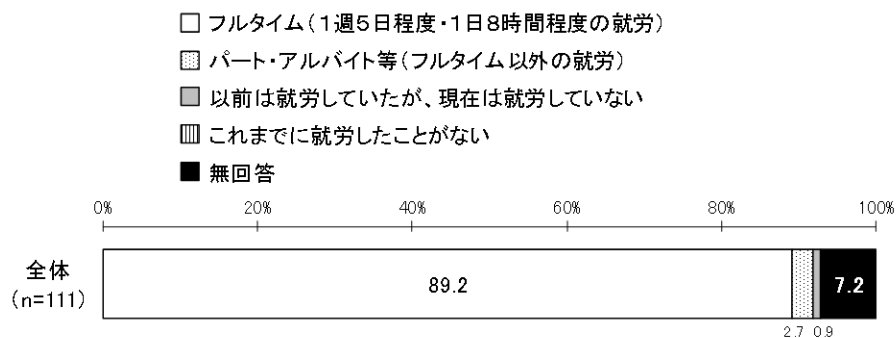
母親の就労形態については、全体では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」の割合が42.3%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（30.6%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（22.5%）、「これまでに就労したことがない」（4.5%）の順となっています。



○父親の就労形態

問 就労形態についてお答えください。

父親の就労形態については、全体では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」の割合が89.2%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（2.7%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（0.9%）の順となっています。

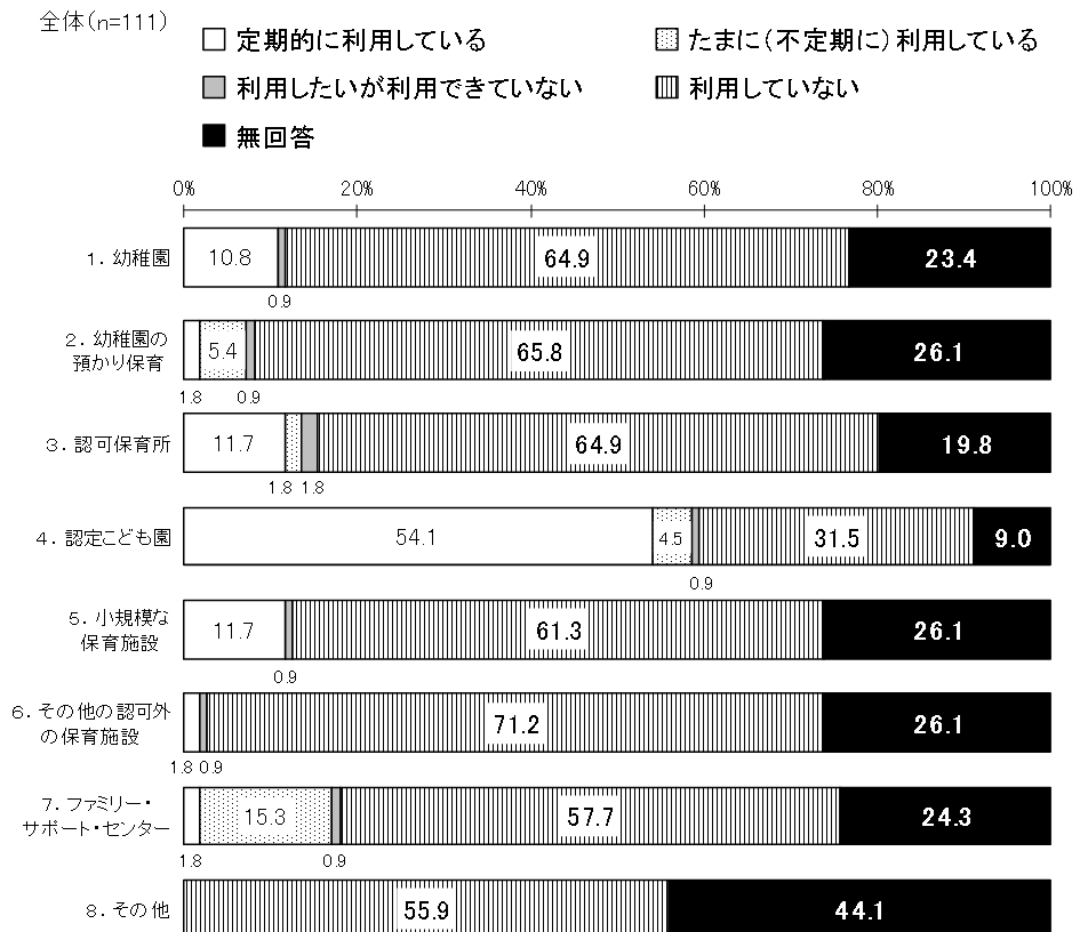


○定期的な教育・保育の利用状況

問 宛名のお子さんは、現在「定期的に」（おおむね1ヶ月に1回以上）以下の事業を利用していますか。

定期的な教育・保育の利用状況については、『認定こども園』では「定期的に利用している」（54.1%）、それ以外の事業では「利用していない」の割合がそれぞれ最も高く、半数以上を占めています。

「定期的に利用している」の割合をみると、『認定こども園』（54.1%）が最も高く、次いで『認可保育所』『小規模な保育施設』（同率 11.7%）、『幼稚園』（10.8%）などの順となっています。

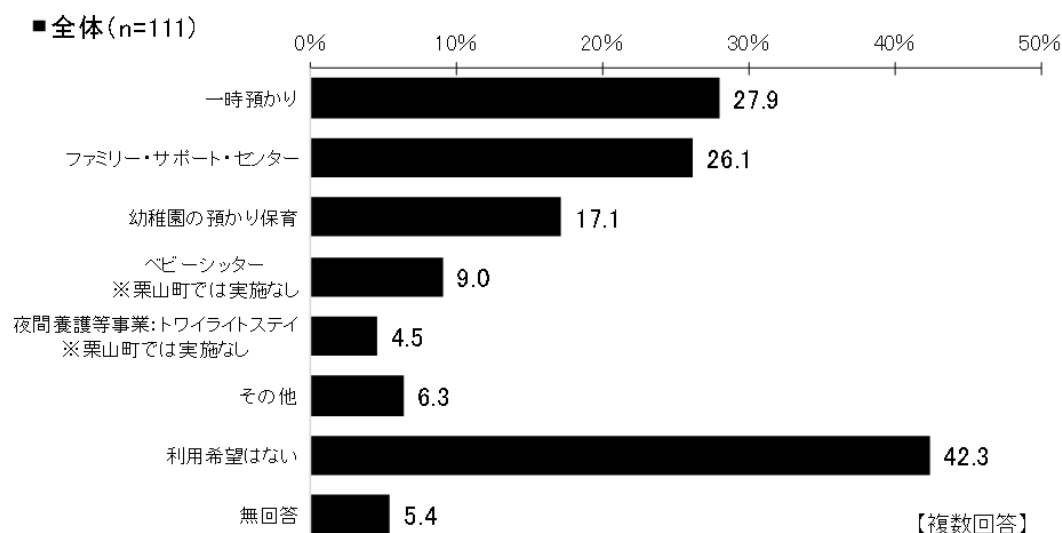


○不定期に利用したい一時預かり事業

問 宛名のお子さんについて、今後「不定期に」（1ヶ月に1回に満たない）利用したい一時預かり事業はありますか。【複数回答】

不定期に利用したい一時預かり事業については、全体では「一時預かり」の割合が27.9%で最も高く、次いで「ファミリー・サポート・センター」(26.1%)、「幼稚園の預かり保育」(17.1%)などの順となっています。

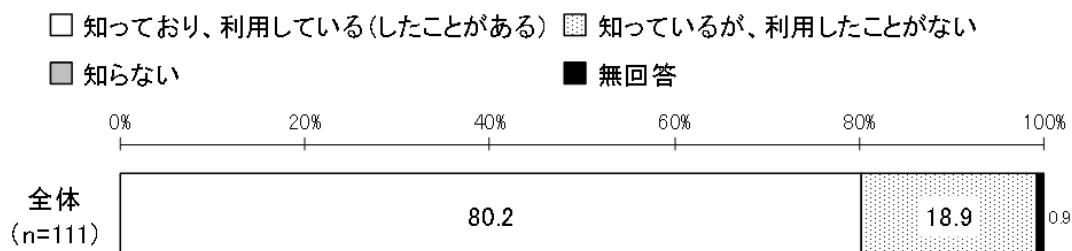
なお、「利用希望はない」の割合は42.3%でした。



○地域子育て支援拠点（子育て支援センター「スキップ」）の認知

問 あなたは、地域子育て支援拠点（子育て支援センター「スキップ」）を知っていますか。また、利用していますか。

地域子育て支援拠点（子育て支援センター「スキップ」）の認知については、全体では「知っており、利用している（したことがある）」の割合が80.2%で最も高く、次いで「知っているが、利用したことがない」(18.9%)の順となっています。

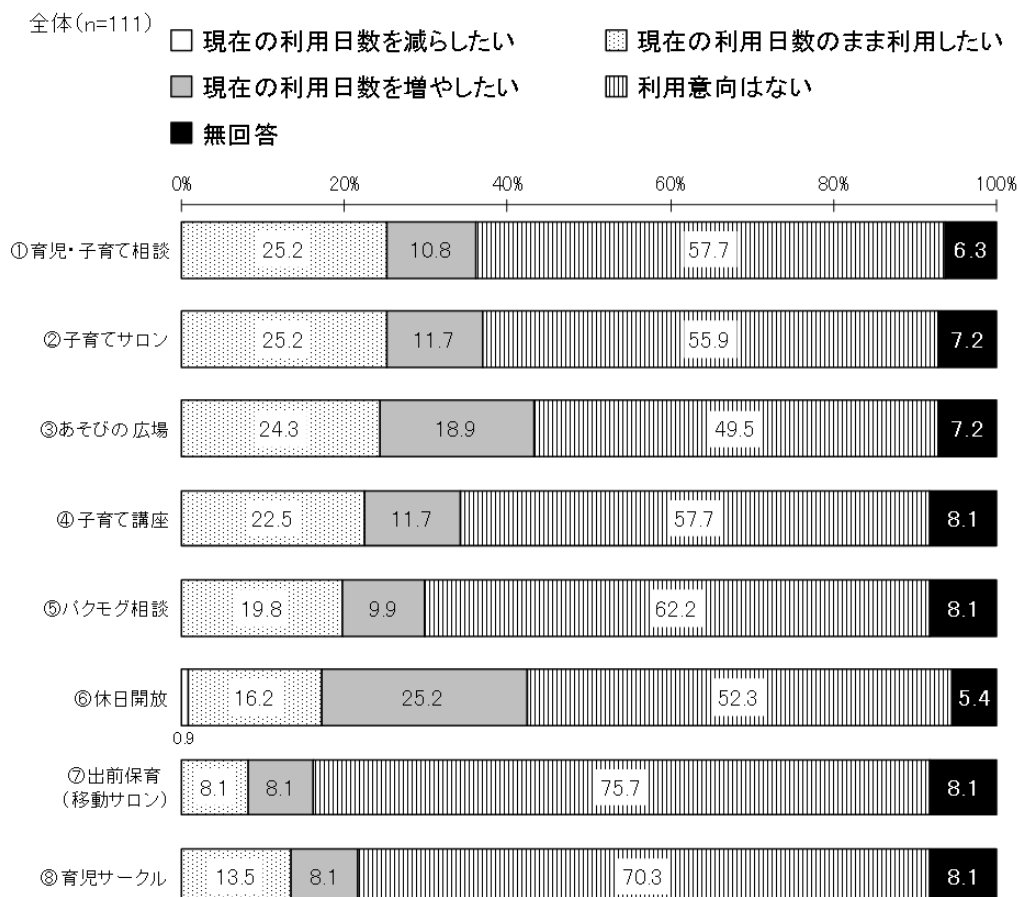


○地域子育て支援拠点の利用希望

問 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点（子育て支援センター「スキップ」）の利用希望はありますか。下記の事業について、どの程度利用したいかお答えください。現在利用しておらず、新たに利用したい方は「現在の利用日数を増やしたい」をお選びください。

地域子育て支援拠点の利用希望については、全体ではすべての事業で「利用意向はない」の割合が半数を超えています。

「現在の利用日数を減らしたい」の割合をみると、『①育児・子育て相談』『②子育てサロン』（同率 25.2%）が最も高く、次いで『③あそびの広場』（24.3%）、『④子育て講座』（22.5%）などの順となっています。また、「現在の利用日数を増やしたい」の割合をみると、『⑥休日開放』（25.2%）が最も高く、次いで『③あそびの広場』（18.9%）、『②子育てサロン』『④子育て講座』（同率 11.7%）、『①育児・子育て相談』（10.8%）などの順となっています。

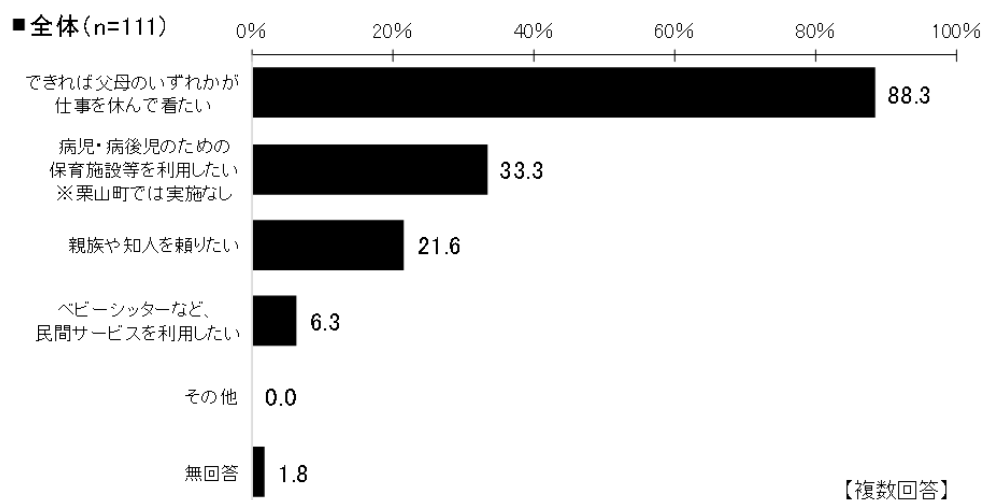


○子どもが傷病の際に希望する対応

問 宛名のお子さんが病気やけがの際、どのように対応することを希望しますか。

【複数回答】

子どもが傷病の際に希望する対応については、全体では「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」の割合が 88.3%で最も高く、次いで「病児・病後児のための保育施設等を利用したい※栗山町では実施なし」(33.3%)、「親族や知人を頼りたい」(21.6%)、「ベビーシッターなど、民間サービスを利用したい」(6.3%)の順となっています。

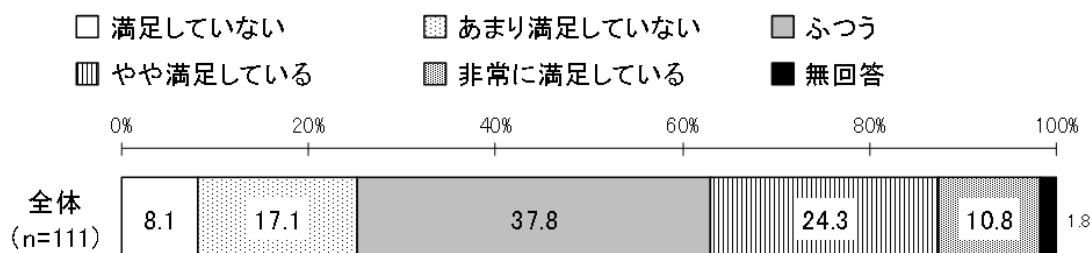


○町の子育て環境や支援への満足度

問 本町の子育て環境や支援への満足度についてお答えください。

町の子育て環境や支援への満足度については、全体では「ふつう」の割合が 37.8%で最も高く、次いで「やや満足している」(24.3%)が続き、これに「非常に満足している」(10.8%)を合わせた“満足している”は 35.1%となっています。

一方、“満足していない”（「満足していない」8.1%と「あまり満足していない」17.1%の合計）は 25.2%となっています。

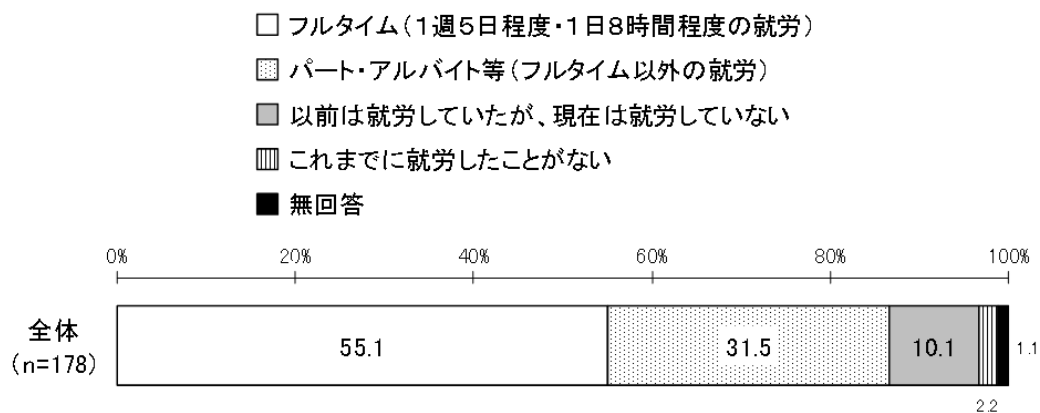


小学生に関する回答

○母親の就労形態

問 就労形態についてお答えください。

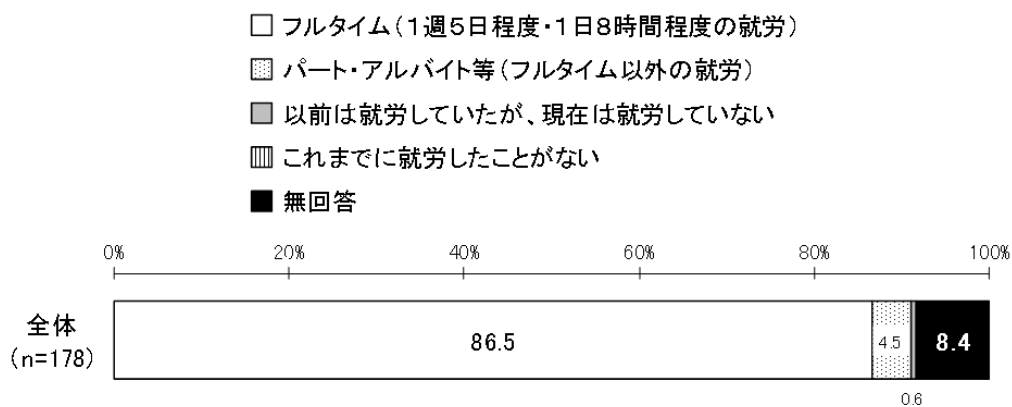
母親の就労形態については、全体では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」の割合が55.1%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（31.5%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（10.1%）、「これまでに就労したことがない」（2.2%）の順となっています。



○父親の就労形態

問 就労形態についてお答えください。

父親の就労形態については、全体では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」の割合が86.5%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（4.5%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（0.6%）の順となっています。

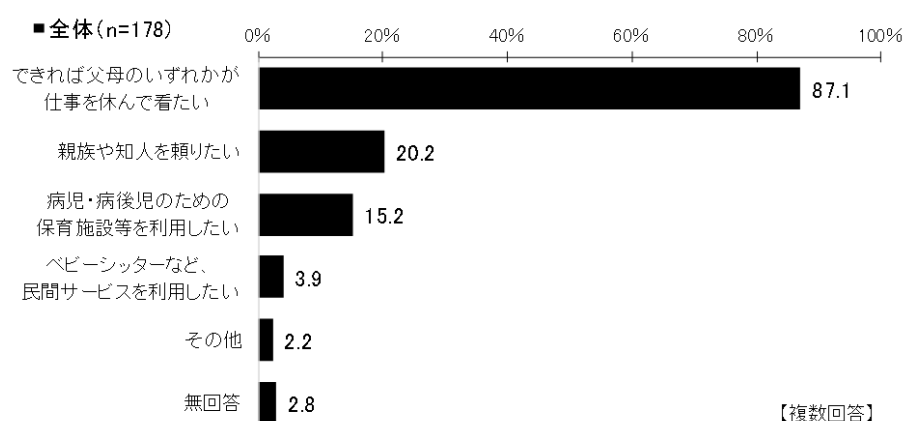


○子どもが傷病の際に希望する対応

問 宛名のお子さんが病気やけがの際、どのように対応することを希望しますか。

【複数回答】

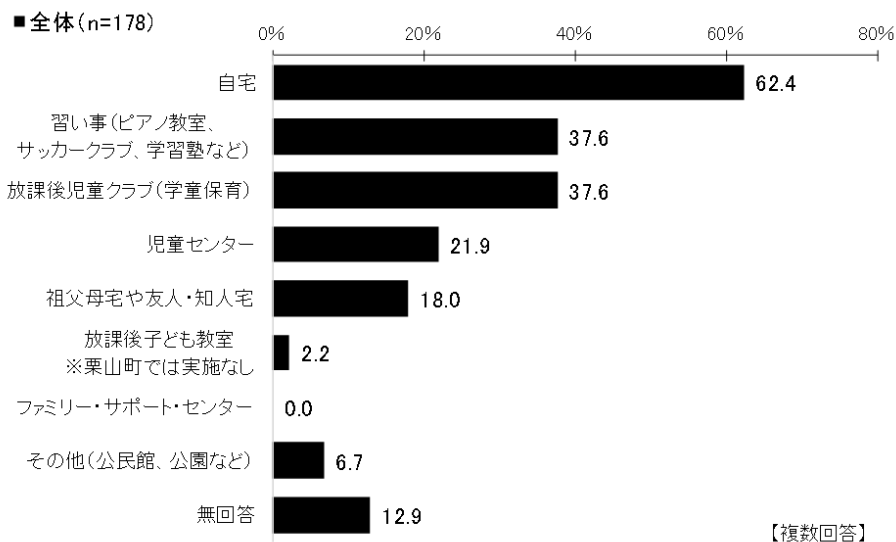
子どもが傷病の際に希望する対応については、全体では「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」の割合が87.1%で最も高く、次いで「親族や知人を頼りたい」(20.2%)、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」(15.2%)などの順となっています。



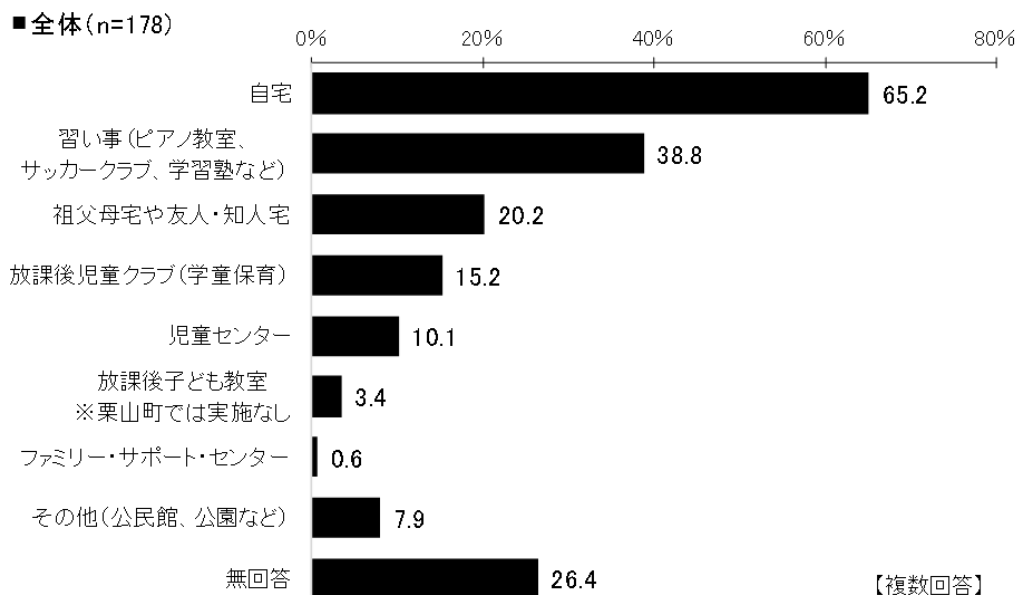
○放課後過ごす場所

問 宛名のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。または、過ごしていましたか。【複数回答】

1～3年生の時に放課後過ごす場所については、全体では「自宅」の割合が62.4%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後児童クラブ（学童保育）」（同率37.6%）、「児童センター」（21.9%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（18.0%）などの順となっています。



4～6年生の時に放課後過ごす場所については、全体では「自宅」の割合が65.2%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（38.8%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（20.2%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（15.2%）、「児童センター」（10.1%）などの順となっています。



○土日、祝日、長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望

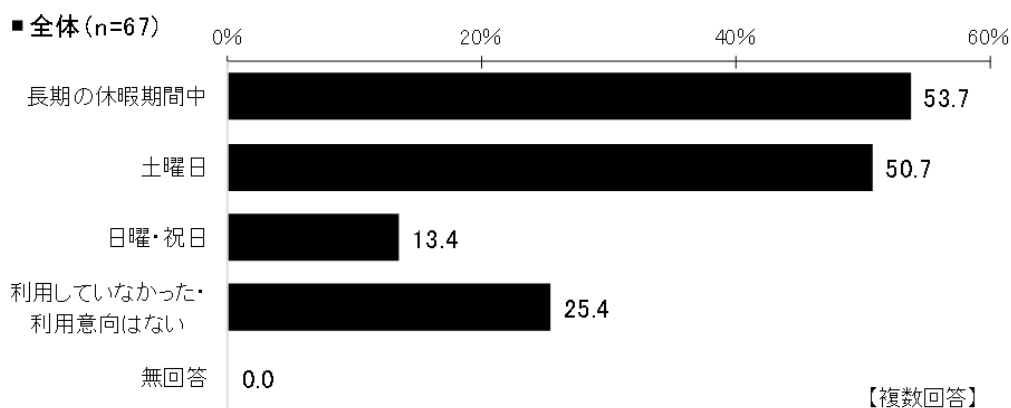
前問で「放課後児童クラブ（学童保育）」を選んだ方にうかがいます。

問 宛名のお子さんについて、土曜日、日曜・祝日、長期の休暇期間中に、放課後児童クラブの利用を希望しますか。または、過ごしていましたか。【複数回答】

低学年

1～3年生の時の土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望については、全体では「長期の休暇期間中」の割合が53.7%で最も高く、次いで「土曜日」(50.7%)、「日曜・祝日」(13.4%)などの順となっています。

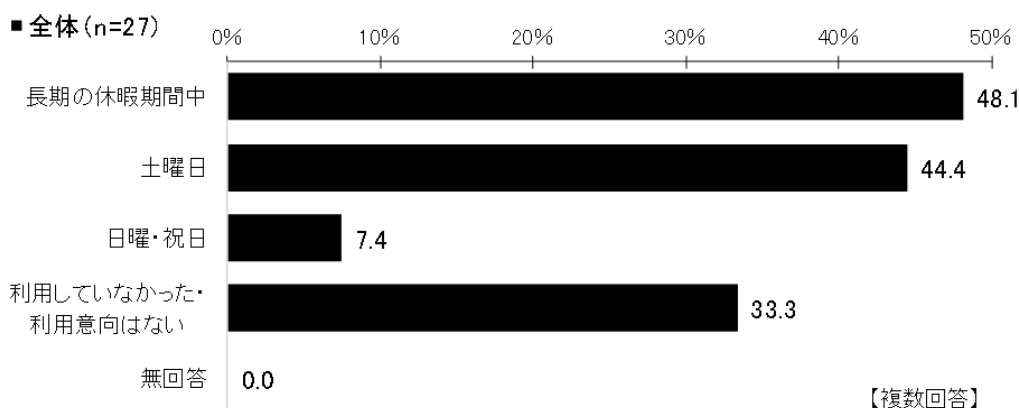
なお、「利用していなかった・利用意向はない」の割合は25.4%となっています。



高学年

4～6年生の時の土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望については、全体では「長期の休暇期間中」の割合が48.1%で最も高く、次いで「土曜日」(44.4%)、「日曜・祝日」(7.4%)などの順となっています。

なお、「利用していなかった・利用意向はない」の割合は33.3%となっています。

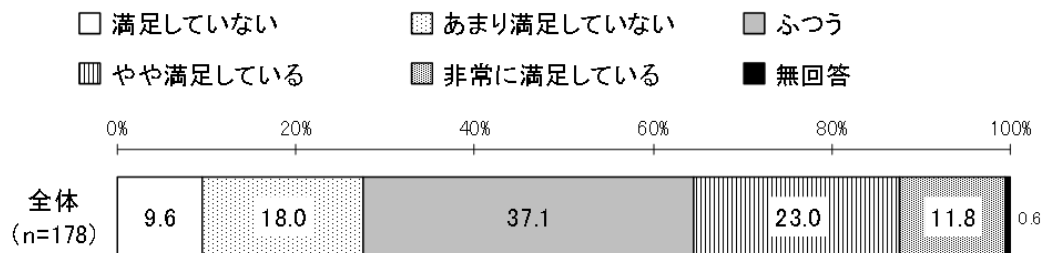


○町の子育て環境や支援への満足度

問 本町の子育て環境や支援への満足度についてお答えください。

町の子育て環境や支援への満足度については、全体では「ふつう」の割合が 37.1%で最も高く、次いで「やや満足している」(23.0%)が続き、これに「非常に満足している」(11.8%)を合わせた“満足している”は 34.8%となっています。

一方、“満足していない”（「満足していない」9.6%と「あまり満足していない」18.0%の合計）は 27.6%となっています。



4 現状と課題の整理

本計画の策定にあたっては、アンケート調査の結果や「第2期栗山町子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき次の課題を整理しました。

課題1 保育の低年齢化による教育・保育ニーズへの対応

アンケート調査では、共働き家庭の増加に伴い、保育園や認定こども園の利用意向が増加しており、低年齢児からの保育の必要性が高まっています。また、利用したいが利用できていないケースも見受けられ、その解消に向けた取り組みも重要となります。

母親のフルタイムでの就労意向の高まりや家族形態、働き方の多様化にも対応した教育・保育サービスの提供に向けて、量の確保のほか、乳児等通園支援制度（通所：こども誰でも通園制度）の実施などにより保護者のニーズ対応に柔軟に取り組む必要があります。

課題2 児童の放課後支援のあり方と居場所づくりの確保

母親の就業率の向上や小学生全体の保育ニーズの高まりから、放課後児童の居場所づくりと遊びと学びへの対応についてもニーズが高まることが予測されます。また、長期休業中や土曜日の利用希望は引き続き高くなっており、子どもの大切な居場所として重要な役割を担っています。

また、中学生、高校生の学習スペースの確保や地域食堂の支援など、幅広い年齢層に対応した居場所づくりを引き続き検討していく必要があります。

課題3 病児、病後児保育児童、ショートステイ等の一時預かり支援の確保

病児・病後児保育の利用希望は、就学前児童で 33.3%・小学生で 15.2%となっています。また、利用したくない理由では就学前と小学生ともに、「親などが仕事を休んで対応する」、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」などが上位となっていることから、安心して利用できる事業体制、運営の整備を検討していく必要があります。

課題4 相談先がなく孤立する家庭の存在への対応

子育ての相談相手は就学前、小学生ともに配偶者・パートナー、祖父母、知人友人の順となっていますが、相談先が不明またはいないとの回答が、就学前児童で 5.4%・小学生で 4.4%いるとともに、子育ての主な担い手においても、主に母親との回答が就学前児童で 30.6%・小学生で 32.0%と母親の子育ての負担が大きいものと推測され、育児で孤立する可能性のある家庭が存在していることがうかがえます。

課題5 子育てと仕事の両立支援の充実

アンケート調査では、前回調査に比べて母親のフルタイム就労の割合が増加しています。また、育児休業の取得状況をみると、前回調査に比べて父親の取得率は増加しているものの、母親に比べると依然として低くなっています。父親の子育て環境は変化してきていますが、いまだ子育てと仕事の両立支援に対する職場の理解が必ずしも十分でないことが推察されます。

子育て環境を整えるには、職場の育児に対する理解と支援が重要であり、企業や事業所への仕事と家庭の両立支援への理解促進が求められています。また、子育てと仕事の両立への支援の充実のため、子ども病気の際の休暇取得促進や病児・病後児保育の実施への取り組みが求められます。

課題6 安全・安心な子どもの遊び場ニーズの高まり

アンケート調査では、小さい子どもが安全で安心して遊べる場所への要望が高くなっています。また、栗山公園が大切な場所であると多くの子育て家族が認識している反面、遊具やアクティビティなどの施設の充実を望む声が高くなっています。子育て支援センター「スキップ」では、小学生が利用できないことで、不自由を感じている声があります。

また、交通事故や不審者等から子どもたちを守る取り組みとして、通学路の安全や子どもを犯罪から守る地域の支援についても、安全で安心なまちづくりの取り組みとして重要となります。

現在設置されている公園の遊具の整備も望まれており、「子育てのための安心、安全な施設の環境整備」と併せて、屋内や屋外の小さい子ども向けの遊び場など、子どもとその家族が気軽に利用でき、安全・安心に過ごせる施設や場所の充実が望まれています。

第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画の実績

第2期計画の実施状況、実績について振り返ります。

1 子育て支援事業の実績

基本目標1

子どもの様々な力を育み、健やかに育つ環境づくり

1 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と質の向上

(1) 幼児教育・保育ニーズへの対応

①一時預かり事業

<一般型>

栗山いちい認定こども園、栗山めぐみこども園、継立まつば保育園、マロンキッズ保育園の4園で実施しました。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
栗山いちい認定こども園	327	188	60	95	72
栗山めぐみこども園	161	262	39	24	24
継立まつば保育園	29	7	0	0	0
マロンキッズ保育園	264	736	813	708	485

<幼稚園型>

栗山めぐみこども園と町外の認定こども園で実施しました。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
栗山めぐみこども園	1,974	1,626	817	1,129	1,010
南幌みどり野幼稚園	36	192	270	352	610

②延長保育事業

栗山いちい認定こども園、栗山めぐみこども園、継立まつば保育園、マロンキッズ保育園の4園で、通常保育後に19：00まで延長して保育を実施しました。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
栗山いちい認定こども園	397	451	587	564	496
栗山めぐみこども園	23	58	78	62	23
継立まつば保育園	34	61	38	51	37
マロンキッズ保育園	71	54	56	78	43

③病児・病後児保育事業

「病児対応型」、「病後児対応型」は病院・保育園等の付設の専用スペースが必要なため、保育施設の確保が難しいと判断しました。

④医療的ケア児の受入れ

医療的ケアが必要な児童はいませんでした。

(2) 幼児教育・保育の質の向上

⑤研修会の実施

専門の講師を招き、児童虐待予防スクリーニング・保育園等連携システム研修会を実施しました。こども園・保育園を利用している子育て困難家庭や虐待の危険がある親子を「発生予防の観点」から考察することができました。

2 子どもの健全育成の推進

(1) こころとからだを育む

⑥児童センターの運営と事業の充実

健全な遊びの場の提供、親子のふれあい促進、交流の機会づくりなど充実した事業を実施しながら適切な運営を行いました。

⑦放課後児童クラブの運営

町内3地区、4か所で6年生までの児童を対象に児童クラブの運営を実施しました。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
にじのこ(栗山地区)	定員 80	90	95	94	103	105
どんぐり(角田地区)	定員 20	24	20	16	13	15
かぜの子(継立地区)	定員 20	12	21	21	8	4
マロンキッズ(栗山地区)	定員 20	12	9	7	8	12

⑧放課後子ども教室の開催協議

放課後の子どもの居場所について協議する取組ですが、新型コロナウイルス感染症や働き方改革等の影響もあり、実施できませんでした。

⑨社会教育活動の充実

育成会活動の支援、キッズクラブ、リーダー研修会を実施し、ハサンバツ里山、雨煙別学校コカ・コーラ環境ハウス等を活用し、自然教育活動、ふるさと教育の充実を図りました。

読書活動を推進のため、ミニくりプロジェクトと、乳幼児健診8か月児を対象にブック・スタート事業を実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
キッズクラブ(延人数)	120	169	214	133	185
リーダー研修(合計人数)	52	97	31	101	92
自然教育活動(参加者数)	3,155	3,895	3,707	5,112	4,671
ミニくりプロジェクト(冊)	4,020	4,880	4,920	4,960	4,960
ブック・スタート(参加者数)	64	43	45	40	37

⑩食育の推進

食育推進計画に基づき、子どもたちに正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけるため、食に対して興味と関心を持つような食育指導を実施しました。

給食センター栄養教諭による食育調理実習を実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
食の指導訪問（学級数）	-	11	24	-	-
食育調理実習 （R4 うどん作り教室） （R5・6：さつま芋を使った調理実習）	-	-	栗山小	角田小・ 継立小	角田小・ 継立小

⑪家庭・地域の教育力の向上

各小中学校に学校運営協議会を設置し、保護者・地域住民・関係者の声を学校経営に反映、地域とともにある学校づくりを推進しました。また、各校の土曜授業で行われる体験学習に対して、学校運営協議会から協力（人的・物的支援）を受け、内容の充実を図りました。

地域と学校を結ぶ「地域教育コーディネーター」を軸として、課題改善や実践の充実に取り組みました。広域補導連絡協議会夏季研修会において、栗山警察署の協力のもと「インターネットの使い方」についての講話を開催し、危険性等について伝えました。

⑫次代の親の育成

学校教育課においては、キャリア教育として職場体験学習を実施しました。住民保健課においては思春期に関する健康講座を栗山高等学校において実施しました。

3 子どもの発達支援の充実

(1) 就学前の支援

⑬子ども発達サポートセンターを中心とした支援の充実

発達の気になる児童や発達を不安に思う保護者の数は増加傾向にあることから、早期の発見と適切な療育支援を実施することができるよう努めました。近年、町内のこども園、保育園から療育支援の相談が増えてきています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数（人）	79	72	75	76	77
町内連携施設（人）	1	1	1	1	1
町外連携施設（人）	7	11	12	12	10
健診時の言語相談件数	20	28	21	23	27

⑭療育と教育の切れ目のない支援

特別な配慮と支援が必要な子どもが小学校へ円滑に入学できるよう、栗山町特別支援教育推進協議会の活動を通して連携し、支援の充実に努めました。特に小1の壁の解消に向けて、就学相談の開始時期を早めるとともに回数も増やすなど、よりきめ細かい指導体制を構築しました。

⑮保育所・認定こども園での障がい児の受入れ

障害児担当加配保育士補助により、人材の確保と障がい児の受入れにつながりました。

※保育士追加配置数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
栗山いちい認定こども園	3	3	3	1	2
継立まつば保育園	1	1	1	2	1
栗山めぐみこども園	0	1	2	3	2
にじいろこども園（由仁町）	-	1	0	0	0

(2) 学童期の支援

⑩放課後児童クラブでの障がい児の受入れ

特別な配慮の必要な児童が増加傾向にあることから、職員体制を整え、専門的知識等を有する支援員等を配置し、受け入れを行いました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
にじのこ児童クラブ（人）	4	4	4	3	3
どんぐり児童クラブ（人）	1	2	2	2	1

⑪特別支援教育の充実

特別支援教育支援員（学習支援員）を配置し、生活や学習に困難さを抱える児童生徒を支援しました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援員数（人）	栗山小学校	6	5	6	6	6
	角田小学校	1	1	1	1	1
	継立小学校	1	1	1	1	1
	栗山中学校	2	2	2	2	2
支援員研修（回）		1	3	3	3	3

(3) 費用負担の軽減

⑫通所費用等の助成

児童通所事業（児童発達支援、放課後等デイサービス事業）の利用料や、通所・通院に要する交通費の一部を助成し、保護者の費用負担軽減を実施しました。

（町内通所：全額助成、町外通所：1/2 助成）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
療育支援者数（人）	77	82	78	57	65

基本目標2

誰もが安心して出産・子育てができる環境づくり

4 子育て家庭への支援

(1) 相談機能の充実と情報発信

①相談の機会の充実

令和3年に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から学齢期にわたり切れ目のない相談支援体制が構築されました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電話・来館相談（件）	39	44	34	26	40

②子育て情報の発信

電子母子手帳アプリ「ハグくり」を通じて、子育て支援情報の積極的な発信に努めました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電子母子手帳アプリ登録者（件）	114	163	204	248	287

③外国人子育て家庭への支援

スマートホンアプリ等によるリアルタイム翻訳が普及したことや国籍が多様化していることなどにより、英語版のみのガイドブックは汎用性が低いと判断しました。また、翻訳機を導入し、窓口や健診等で活用しました。

(2) 親と子の健康の確保

④妊婦健診・健康相談

妊娠期から子どもと母親の健康を守るため、妊婦健診や妊婦保健指導を行いました。また、出産や育児不安の軽減や孤立を防ぐため、妊婦とその家族を対象とした教室や産後1年未満の母親と乳児対象とした相談日、産後ケア事業を行いました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦保健指導(母子手帳交付)(人)	43	44	40	41	30
妊婦健診（人）	548	542	503	441	368
母親学級（人）	2	-	-	-	-
両親学級（人）	8	24	34	34	26
産後ケア事業（人）	-	13	24	56	67
乳児健康相談（人）	-	-	54	83	88

②乳幼児健診・健康相談

生後4か月・8か月・12か月・1歳6か月・2歳・3歳の乳幼児と保護者を対象に、健やかな発育発達、良好な生活習慣の獲得、育児不安等について支援を行いました。希望者には4歳・5歳健康相談を行いました。

乳幼児健康相談では、子どもの成長に合った保健指導を行いました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児健診（人）	367	329	272	257	228
乳幼児健康相談（人）	-	-	-	89	71

④虫歯予防の取組

乳幼児健診時に、歯科健診及びフッ素塗布を行い、乳幼児期に身につけたい口腔ケアの指導を行いました。また、妊婦や健診対象児の保護者を対象に歯科健診を行い、口腔ケアに対する意識が高められるよう支援を行いました。

保育園・認定こども園を利用する4・5歳児と小学生を対象にフッ化物洗口を実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児歯科健診（人）	383	345	278	238	223
妊婦・親の健診（人）	48	9	20	32	24
妊婦（人）	4	9	4	4	8
親（人）	44	※ -	16	28	16
フッ化物洗口実施園（か所）	3	3	3	3	3

※ R3 新型コロナウイルス感染症流行のため親の健診を中止

⑤食育の推進

「安全・安心」な食生活を通して健康を維持するための取組を実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
離乳食講座（組）	9	10	19	17	15
乳幼児栄養相談（組）	42	41	31	42	35

(3) 子育て環境の充実

②⑥地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター「スキップ」を拠点に親子の交流の場を提供し、仲間づくりを支援しました。出生数の減少や満1歳から稼働する母親が増え、子育て支援センターの利用者数は減少傾向ですが、利用する母子にとっては「必要な場」として定着しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
センター登録者（人）	139	168	154	186	170
大人利用者（人）	1,922	2,008	1,722	1,874	1,737
子ども利用者（人）	4,464	2,543	2,163	2,026	1,805
休日開放利用者（人）	86	155	117	45	102
移動子育てサロン利用者（人）	42	70	39	23	56

②⑦児童センター等一般開放事業

児童センターでは、子どもたちが自由に集まり、遊びを通じて交流を図ることができます。幼児の親子も利用でき、子育ての気分転換や親子のふれあいの場となり子育て支援につながっています。

子ども発達サポートセンターでは、親子が施設開放でのびのびと遊ぶ中で、子どもの発達相談ができたり、専任スタッフが助言したりと、気軽に相談できる場となっており、発達についての助言、相談のハードルを下げるできています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童センター利用者（人）	2,067	1,597	1,772	2,350	3,029
子ども発達サポートセンター利用者(人)	73	108	187	116	150

②⑧私立保育所・認定こども園の地域子育て支援事業

保育園等に入園していないお子さんが同年齢の在園児と遊びを通し、小さな集団体験ができることから、入園前の親子が各園の様子を知ることができる、大切な事業となりました。

②⑨児童一時預かり事業

放課後児童クラブにおける一時預かりは、継続的な利用があり、保護者の就労時の預け先や子育てに伴う心理的・身体的負担の軽減を図ることができました。

(4) ひとり親家庭への支援

③相談体制の強化

教育相談員と福祉課、住民保健課等と連携し、心や生活に不安を抱えたひとり親家庭に対し、相談支援を実施しました。

③学びなおしの支援

窓口等による相談があった場合に、ひとり親家庭等に対する就業支援、就学支援の紹介等、経済的自立に向けての相談対応を行いました。

5 子育ての負担軽減

(1) 子育ての負担軽減

③経済的負担の軽減

子育て応援券、保育料の軽減は、子育て世帯の経済的支援として、継続して実施しました。また、妊婦一般健康診査の費用助成のほか、町の独自事業として、妊婦健康診査受診時、出産時における交通費の助成、任意予防接種（おたふくかぜ）の費用助成を行いました。

また、就学援助費による支援と子ども夢づくり基金事業による支援を実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
安心出産支援事業申請数（件）	37	56	39	43	40
子育て応援券の配布（人）	55	55	43	37	46
任意予防接種の費用助成（件）	59	60	36	28	40
就学援助費人数（人）	206	186	182	166	166
就学援助費金額（千円）	9,630	8,674	9,525	8,854	8,854
就学援助費給食費込み金額（千円）	19,176	17,385	17,833	18,122	18,122

③子育て援助活動支援事業

ファミリー・サポート・センターでは、妊娠期から20時間の無料券配布により利用者が増え、必要な支援に繋げることができました。今後は様々な家庭状況（ひとり親・ダブルケア・多子世帯・低所得者等）を考慮した負担軽減を検討します。

赤ちゃん誕生記念品事業では、記念品となるものよりも実用品を選択する保護者が多く、選択する品も偏りが出てきており、記念品として見直し等の検討を行います。

③子どもの貧困対策の取組

保護者からの相談に応じて、就業支援、生活改善支援、学習支援の取り組みを実施しました。

基本目標3

地域で子どもを育てる環境づくり

6 児童虐待防止と要保護家庭支援の取組

(1) 児童虐待防止と早期発見の取組

③⑤要保護児童対策地域協議会構成団体との連携強化

事案が発生した際には、緊急度アセスメントシートに基づき、迅速に関係機関との情報共有と対応方法の検討を行い、要保護家庭の支援を実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ケース検討会議（回）	6	13	15	9	6
代表者会議参加者（人）	29	—	30	24	24

③⑥おや？おや？安心サポートシステムの推進

「おや？おや？安心サポートシステム」を実施することで、支援が必要な家庭の早期発見とこども園・保育園との連携強化につながりました。また、研修会を開催し、児童虐待予防の理解と役割を学びました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ケース検討会議（回）	4	4	4	4	4
気になるケース（件）	8	15	16	15	14

③⑦啓発事業・研修会の実施

児童虐待防止月間の11月に町広報や公共施設へポスター掲示、役場ロビーにてオレンジリボンツリーを設置し、児童虐待を根絶するための意識啓発に取り組みました。

③⑧乳幼児健診未受診家庭全戸訪問

乳幼児健診を未受診の家庭に対し、訪問や電話で状況を確認し、受診勧奨を行いました。

(2) 要保護家庭支援の取組

③⑨虐待を受けた子どもと家庭への支援

再統合家庭（親子関係再構築）への見守りを継続して実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
再統合世帯	4	2	2	2	1

7 仕事と生活の調和の実現

(1) ライフ・ワーク・バランスの推進

④子ども健やか育み宣言の周知

宣言について随時声掛けを実施し、周知啓発に努めました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人宣言者数（人）	318	318	376	398	433
宣言企業数（社）	70	70	70	70	70

④育児応援企業への奨励金制度の創設

育児休業等の取得に積極的な企業へ奨励金等を支給する制度を創設する予定でしたが、実施には至りませんでした。

8 安心できる子育て環境づくり

(1) 子育てにやさしいつながりあうまちづくり

④子どもの居場所づくりの取組

地域食堂などの居場所づくりについては、実現には至りませんでした。引き続き、定期的に地域住民が集えるような居場所づくりを進めていきます。

④世代間交流事業

新型コロナウイルス感染症により、実施ができない時期がありましたが、児童センター等において、生け花体験やお雛様事業、むかし遊び体験など、定期的に高齢者と児童がともに活動する交流事業を実施しました。

④高齢者向け子育て講演会の実施

地域の高齢者が子育て支援の担い手として活躍する地域を目指して、講演会等を実施する予定でしたが、実施には至りませんでした。

(2) 子どもの権利保障

④栗山町子ども・子育て条例の制定

栗山町子ども・子育て条例を制定する予定でしたが、実施には至りませんでした。

(3) 子どもに安全な環境づくり

④⑥くりっぴーの家の指定拡充

児童が危険を感じたときに駆け込むことが出来る緊急避難場所、子ども110番の家「くりっぴーの家」の周知・啓発を行いました。引き続き、新規登録への周知を行います。また、ICTによる連絡ツールを整備し、災害や不審者発生等の緊急時の保護者への連絡体制の強化を図りました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども110番の家登録件数	76	76	76	76	68

④⑦公園施設の安全確保

老朽化した公園施設の修繕を実施しました。

④⑧キッズゾーンの指定

未就学児が散歩など集団で移動する道路については、通学路に指定されていることもあり、キッズゾーンの指定は見送りました。

就学児における安全な環境づくりとして、通学路安全推進会議で危険箇所の対応を進め、校区安全マップの配布を行いました。

2 量の見込みと実績

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	83	75	75	67	68
②確保の内容（人）	90	90	90	90	90
認定こども園	90	90	90	90	90
過不足②－①	7	15	15	23	22
実績（人）	77	66	64	63	67

(2) 2号認定（3歳以上、保育所を利用希望）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	129	100	97	88	87
②確保の内容（人）	129	100	100	93	93
保育園・認定こども園	129	100	100	93	93
過不足②－①	0	0	3	5	6
実績（人）	125	113	108	94	98

(3) 3号認定（0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	12	12	12	12	12
②確保の内容（人）	18	18	18	17	17
保育園・認定こども園	12	12	12	11	11
地域型保育事業	6	6	6	6	6
過不足②－①	6	6	6	5	5
実績（人）	8	14	7	7	9

(4) 3号認定（1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	63	48	48	48	48
②確保の内容（人）	65	51	51	49	49
保育園・認定こども園	52	38	38	36	36
地域型保育事業	13	13	13	13	13
過不足②－①	2	3	3	1	1
実績（人）	45	49	62	53	52

3 地域子ども・子育て支援事業の実績及び確保状況

(1) 利用者支援事業

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (実施か所)	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	—	—	—	—	—
実績	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	—	1	1	1	1

令和3年に子育て世代包括支援センターを開設し、基本型・母子保健型を実施しました。

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	(人／月)	650	700	700	700	700
	(実施か所)	1	1	1	1	1
実績	(人／月)	443	379	323	325	306
	(実施か所)	1	1	1	1	1

子育て支援センター「スキップ」内において親子の交流、遊び場の提供、子育て相談、子育てサークルへの支援など子どもとその家庭への支援を行いました。

(3) 妊婦健診

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	(人／回)	684	684	670	670	656
確保の内容	(人／回)	684	684	670	670	656
実績	(人／回)	548	542	503	441	368

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	(人／年)	50	50	48	48	46
確保の内容	(人／年)	50	50	48	48	46
実績	(人／年)	60	50	37	43	36

(5) 養育支援訪問事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	(人／年)	7	7	7	7	7
確保の内容	(人／年)	7	7	7	7	7
実績	(人／年)	11	5	6	6	5

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	(人／年)	0	0	0	0	0
確保の内容	(人／年)	0	0	0	0	0
実績	(人／年)	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

全体

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	(人／年)	300	300	300	300	300
確保の内容	(人／年)	300	300	300	300	300
実績	(人／年)	224	99	83	194	128

就学児のみ

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	(人／年)	60	60	60	60	60
確保の内容	(人／年)	60	60	60	60	60
実績	(人／年)	12	8	19	19	0

(8) 一時預かり事業

①一般型

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	(人／年)	250	250	250	250	250
確保の内容	(人／年)	250	250	250	250	250
実績	(人／年)	781	1193	912	827	581

②幼稚園型

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	(人／年)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
確保の内容	(人／年)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
実績	(人／年)	2,010	984	1,087	1,481	1,620

(9) 延長保育事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	(人／年)	480	480	480	480	480
確保の内容	(人／年)	480	480	480	480	480
実績	(人／年)	525	624	759	755	599

(10) 病児・病後児保育

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	(人／年)	210	210	205	200	200
確保の内容	(人／年)	0	0	0	0	0
実績	(人／年)	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年(人)	118	125	117	118	102
	高学年(人)	35	36	41	42	45
確保の内容	定員(人)	140	140	140	140	140
	実施か所	4	4	4	4	4
実績	低学年(人)	104	114	105	102	93
	高学年(人)	34	31	33	30	43
	定員(人)	140	140	140	140	140
	実施か所	4	4	4	4	4

第4章 第3期計画の基本的考え方と基本施策

1 基本理念

栗山町第7次総合計画においてまちづくりの基本目標を次のとおり定めています。

ふるさとは栗山です。(まちづくりの合言葉)

～みんなが元気なまち～ (まちの将来像)

「みんな」(子どもたち、ひと、地域、産業)＝つながり(絆)

「元 気」(産む、優しい、輝く、創る)＝人生100年のまち「くりやま」

本計画では、栗山町第7次総合計画の基本目標を第3期計画の基本理念とし、子どもも親もみんなが元気で支え合い、安心して健やかに子育てができる環境づくりを目指します。

2 基本目標

基本理念の実現を目指し、3つの目標を定めます。

基本目標1

子どもを社会のまんなかにおき、個人として尊重し、健やかに育つ環境づくり

子どもを社会のまんなかにおき、さまざまな子育て支援サービスのほか、地域資源や生活体験等を通じて子どもが自らの心と体をのびのびと成長できる支援策を推進します。また、子どもの個性を尊重し、配慮を必要とする子どもの支援を推進します。

基本目標2

誰もが安心して出産・子育てができる環境づくり

母親が安心して健やかな子どもを産み育てられるよう、親と子の健康を支える施策を推進します。また、子どもと子育て家庭の暮らしを支える経済的支援を推進し、安心して出産・子育てができる環境づくりをめざします。

基本目標3

地域で子どもを育てる環境づくり

こども家庭センターを設置による虐待防止等の取り組みの強化や子どもの人権を尊重する取り組みを進めるとともに、仕事と家庭生活の調和の普及など、地域のつながりで子どもを応援する町をめざします。また、安全安心な公共施設の整備や防犯への取り組みなど、行政と一体となって、住みやすく安心な子育て環境づくりをめざします。

3 基本施策

基本目標実現のために、次のとおり9つの基本施策を定めます。

基本目標1

子どもを社会のまんなかにおき、個人として尊重し、健やかに育つ環境づくり

基本施策

- 1 子育て環境の充実
- 2 遊びと学びの支援
- 3 障がいを持つ子どもの支援

基本目標2

誰もが安心して出産・子育てができる環境づくり

基本施策

- 4 親と子の健康増進と包括支援の充実
- 5 子育て家庭の経済的負担の軽減

基本目標3

地域で子どもを育てる環境づくり

基本施策

- 6 虐待防止と親子関係形成の取り組み
- 7 仕事と生活の調和の実現
- 8 子どもの権利保障
- 9 子どもに安全なまちづくり

第5章 第3期計画における基本施策の取り組み

基本目標 1

子どもを社会のまんなかにおき、個人として尊重し、健やかに育つ環境づくり

1 子育て環境の充実



人間形成の基礎をつくる重要な時期である乳幼児期には、一人ひとりの個性や発達度、生育背景などさまざまな要素に応じた、その時期、状況にふさわしい育ちを支える環境が大切です。また、子どもを育てることを通じて親も成長するという考え方のもと、子育ての喜びを感じ、子どもと共に育ち成長を感じることができるよう、親への支援を行っていきます。

○親の就労環境等に寄り添った施策・事業の充実を図ります。

○子どもを安心して預け、リフレッシュできるよう「ファミリー・サポート・センター事業」の充実を図ります。

○相談の機会の充実と必要な情報の発信に努め、不安の軽減を図ります。

○乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）や子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施により、子どもの集団生活支援と養育支援の充実を図ります。

事業番号	事業名称	事業内容	担当課
1	通常保育事業 （施設型給付・保育園）	保育の必要性の認定を受けた児童を対象に、保育を実施します。また、多様化する保育ニーズに対応しながら、充実した幼児教育・保育の提供に努めます。	福祉課
2	一時預かり事業 （一般型、幼稚園型）	保育園・認定こども園での一時預かりの外、認定こども園の幼稚園型預かり保育を実施します。	福祉課
3	延長保育事業	通常保育後に19：00まで延長保育を実施します。	福祉課
4	【新】 病児・病後児保育事業	「体調不良時対応型」や近隣市町との連携など、病児・病後児保育事業の実施方法について多角的に検討を行います。	福祉課 住民保健課
5	医療的ケア児の受入れ支援	医療的ケアが必要な児童の受入れに対応するため、看護師加配に対し補助します。	福祉課 住民保健課

事業番号	事業名称	事業内容	担当課
6	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター「スキップ」を拠点に親子の交流の場を提供し、仲間づくりを支援します。また、子育てサロンの開放や子育てサークルの育成支援、遊びの広場の実施などのほか、関係課と連携して妊娠・出産、子育て、発達等に関する相談支援を行います。	福祉課 住民保健課
7	【新】 地域子育て相談機関	こども家庭センターの設置に併せて、保育園や子育て支援センターなどの子育て支援の施設に、子育て世帯や子どもが身近に相談できる相談機関の整備に向けて検討します。	福祉課
8	児童施設一般開放事業	児童センター・子ども発達サポートセンターを乳幼児の親子に開放します。	福祉課
9	保育園等地域子育て支援事業	私立保育園や認定こども園で未就園児の親子の遊びの場を提供します。	福祉課
10	児童クラブ一時預かり事業	各放課後児童クラブで小学生の一時預かり事業を実施します。	福祉課
11	赤ちゃん誕生記念品贈呈事業	赤ちゃんの誕生に対し、祝意と健やかな成長を願い、記念品を贈呈します。	福祉課
12	子育てガイドブックの発行	町の子育て支援情報が一目でわかるよう、子育てガイドブックを発行します。	福祉課
13	子育て情報の発信	電子母子手帳アプリ「ハグくり」を活用した情報発信により、妊娠・出産・育児をサポートします。また、子育て情報サイトの作成やSNS等の活用による、情報の集約化と幅広い情報発信に努めます。	福祉課
14	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	相互援助活動として定着しているファミリー・サポート・センターの利用を促進するため、内容の充実を図ります。	福祉課
15	【新】 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）	多様なライフスタイルへの支援を強化するため、3歳未満の子どもを、就労要件を問わず月一定時間の範囲内で預かります。	福祉課
16	【新】 子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが困難になった児童について、児童養護施設や里親にて一時的に養育・保護を行います。	福祉課

2 遊びと学びの支援



幼児、子どもが成長する過程では、同年代だけでなく、異なる年齢の子ども同士のつながり、関係構築が大切です。子どもは、地域の食、読書、スポーツや自然、文化に触れるなど、さまざまな人との出会いや経験により、成長していくことから、社会性や自主性を高め、豊かな精神性、人間性を育む施策を展開します。

○児童センターや放課後児童クラブでは、発達段階に応じた「遊びの場」「生活の場」を提供し、豊かな余暇時間を過ごせる環境づくりに継続的に取り組みます。

○社会教育活動等を通じた人間的な成長、自然と触れ合うことによる五感の発達、読書活動による感性や豊かな表現力・創造力、食育による自然の中に生きる人間力を育みます。

○心と体を育むスポーツ少年団活動を支援します。

○地域食堂運営支援や学習スペースづくりなど、居場所づくりに取り組みます。

事業番号	事業名称	事業内容	担当課
17	児童センターの運営と事業の充実	子どもの余暇活動の拠点として、文化・スポーツ・自然などの遊びや体験を通して健康で情操豊かな子どもを育みます。	福祉課
18	放課後児童クラブの運営	町内に4か所開設し、就労等で昼間保護者のいない家庭の子どもたちに、適切な遊びと生活の場を提供します。 ICT活用による保護者との連絡体制強化を図ります。	福祉課
19	リーダー育成支援	育成会活動の支援やキッズクラブ、リーダー研修会の実施を通じて、次代のリーダー育成に取り組みます。	社会教育課
20	地域体験活動の推進	ハサンバツ里山地区、雨煙別学校コカ・コーラ環境ハウス等を活用した自然教育活動、ふるさと教育活動を実施します。	社会教育課
21	読書活動の推進	図書館司書が学校へ出張して、読書活動を支援する「ミニくりプロジェクト」を実施します。また、乳幼児健診8か月児を対象に絵本を贈る「ブック・スタート事業」を実施します。	社会教育課 学校教育課 住民保健課

事業 番号	事業名称	事業内容	担当課
22	スポーツ少年団活動 への支援	地域で組織されるスポーツ少年団は、子どもたちの大切な居場所であり、楽しみながら心身を育むことができる重要な団体です。これら団体の周知啓発、活動支援、経済的支援等を実施します。	社会教育課
23	食育の推進	食育推進計画に基づく事業を推進します。 小中学校で栄養教諭による食育事業を実施します。 離乳食講座、妊婦・乳児栄養相談を通じて食の楽しみ、食の大切さのほか、健康維持への取り組みを実施します。	産業振興課 学校教育課 住民保健課
24	家庭・地域の教育力の 向上	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活動を推進し、地域住民と一体となって子どもたちを育む体制を作ります。 家庭教育に関する講座等を開催し、家庭教育への支援を強化します。	学校教育課
25	次代の親の育成	保育園・認定こども園・子育て支援センター等で中学生や高校生のキャリア教育への協力、ボランティア活動の受入など、幼児と触れ合う機会を提供します。 栗山高等学校の求めに応じ、高校生に対する思春期に関する健康講座を実施します。	福祉課
26	子どもの居場所づくり	地域食堂（子ども食堂）等の運営を支援します。 子どもの学習スペースの設置など、施設のサロン等を活用した居場所づくりを検討します。	福祉課 社会教育課 ブランド推進課

3 障がいを持つ子どもの支援



出生数が減少し子どもの人口が減っている中、発達に課題を抱えた子どもは増加傾向にあり障がい児通所サービスを利用する子どもが増えています。

このような状況のなか、子ども一人ひとりがもつ個性を尊重した適切な発達支援と療育等に努め、発達が気になる子どもとその保護者へ必要な相談・支援等を行っていきます。

○乳幼児健診、保育園・認定こども園からの発達相談等に対応し、家庭への支援へ繋がります。

○安心して学童期を迎えるために、保育園等から小学校への円滑な引継ぎが行われるよう支援します。

事業番号	事業名称	事業内容	担当課
27	子ども発達サポートセンターを中心とした支援の充実	子ども発達支援センター事業のほか、児童発達支援及び相談事業所、放課後デイサービス事業所の運営を行い、子どもの発達の支援を多角的に実施します。また、子どもの支援のほか、保護者支援の充実を図ります。	福祉課
28	療育研修会の実施	教育・保育関係者向けの療育研修会を実施し、関係者との連携と研鑽に努めます。	福祉課
29	療育と教育の切れ目のない支援	乳幼児健診等で発達相談を行い、早期の療育支援を行います。また、特別な配慮と支援が必要な子どもが幼児教育・保育から小学校へ円滑に入学できるよう、栗山町特別支援教育推進協議会の活動と、個別教育支援計画「栗っこファイル」の活用、連携による支援の充実を図ります。	福祉課 住民保健課 学校教育課
30	保育園・認定こども園、放課後児童クラブでの障がい児の受入れ	各保育園・認定こども園において障がいのある子どもの受入れを円滑に進めるための補助を行います。 各放課後児童クラブにおいて障がいのある子どもの受入れを行います。	福祉課
31	特別支援教育の充実	小中学校に特別支援教育支援員を配置し、配慮が必要な子どもを支援します。 教職員等関係者、保護者向けの研修会を実施します。	学校教育課

基本目標2 誰もが安心して出産・子育てができる環境づくり

4 親と子の健康増進と包括支援の充実



母親が安心して健やかな子どもを産み育てられるよう、親と子の健康を支える施策を推進します。妊娠、周産期、産後を含め、母子の安全と健康を守るため、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援を行います。

○出産後の心身ケアや育児不安の軽減のための産後ケア事業を充実します。

事業番号	事業名称	事業内容	担当課
32	不妊治療費等助成事業	不妊治療に悩む方の経済的な負担を軽減するため、保険適用の不妊治療費及び保険適用外の先進不妊治療費の自己負担額の全額を助成します。	住民保健課
33	【新】妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付事業	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報提供を行います。また、妊娠確定時と、その後妊娠している子どもの人数に応じて給付金を支給します。	住民保健課 福祉課
34	妊婦歯科健診	妊娠中のホルモンバランスの変化による虫歯を防ぐため、妊婦歯科健診を行います。	住民保健課
35	妊婦一般健康診査	安心して妊娠・出産ができるよう妊産婦の健康管理と費用助成を行います。	住民保健課
36	両親教室 (パパママクラス)	妊娠中のママやパパ、家族を対象に妊婦中の健康、出産に向けての準備、育児について学びます。沐浴体験や妊婦疑似体験ができます。	住民保健課
37	赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問)	乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児の不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や助言を行います。	住民保健課 福祉課
38	【新】産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師による心身のケアや育児サポートを行います。	住民保健課

事業 番号	事業名称	事業内容	担当課
39	乳幼児健診・乳幼児 歯科健診	4か月・8か月・1歳・1歳6か月・2歳・ 3歳・5歳児の健診を実施し、希望する4歳 の健康相談にも応じます。また、乳幼児健診 時に歯科健診とフッ化物塗布を実施しま す。	住民保健課
40	産婦人科・小児科 オンライン相談事業	妊娠、出産、子育てに関する悩みについて、 医師や助産師などがいつでも健康相談に応 じます。	福祉課 住民保健課
41	フッ化物洗口事業	保育園・認定こども園を利用する4・5歳児 と小学生にフッ化物洗口を実施します。	住民保健課
42	乳児健康相談 (ベビーの日・ スキップ相談日)	産後1年以内の産婦を対象に、保健師・助産 師等の個別相談を行います。乳幼児の保護 者を対象に保健師、管理栄養士、保育士によ る個別相談を行います。	住民保健課
43	養育支援訪問事業	育児ストレスや産後うつなど、養育支援が 必要な家庭に保健師等が家庭訪問し、養育 に関する指導・助言を行います。	住民保健課

5 子育て家庭への経済的負担軽減



子育てには、心理的・肉体的負担のほか、生活費などの経済的負担があり、その負担が増大していることが出生率に影響を与えていると指摘されています。こうした状況を緩和するため、国の制度や町独自の制度により経済的負担感の軽減となる施策を展開します。

○国が定める保育料の細分化と軽減を実施します。

○子育て応援事業により、育児用品購入への負担軽減を実施します。

○親子の安心出産支援事業により、出産等に係る費用を助成します。

事業番号	事業名称	事業内容	担当課
44	保育料の軽減（所得階層の細分化）	国が定める保育料区分を細分化し、さらに各階層の上限額を7割程度とすることで、保育料の負担軽減を図ります。	福祉課
45	子育て応援事業（0～2歳児）	4月1日現在町内在住の子どもの保護者に町内提携事業所にて育児用品等と交換できる「子育て応援券」を配布します。	福祉課
46	親子の安心出産支援事業	妊婦健診時、出産時の交通費の助成 新生児聴覚検査費用の助成	住民保健課
47	任意予防接種の費用助成（おたふくかぜ）	1歳以上4歳未満のお子さんの予防接種費用を全額助成します。	住民保健課
48	子ども医療費の助成（18歳まで）	子どもの通院、入院にかかった医療費を18歳まで拡大して助成します。	住民保健課
49	障がい児通所費用等の助成	障がい児通所の保護者負担や、発達に関する通院等に係る費用の助成をします。	福祉課
50	ひとり親家庭への支援	児童扶養手当や就学援助等など、生活に不安を抱えたひとり親家庭への適切な相談・支援を実施します。	福祉課 学校教育課 住民保健課
51	就学援助事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費等の就学に必要な援助を行います。	学校教育課
52	子ども貧困対策の取組	生活困難家庭に対して、就業支援や生活改善支援、学習支援など自立支援に向けた相談・支援を実施します。	福祉課

基本目標3 地域で子どもを育てる環境づくり

6 虐待防止と親子関係形成の取り組み



育児等によるストレスの高まりや、経済的な背景から子育てに十分な時間的、心理的余裕を持てなくなる状況など、様々な要因が絡み合い、子どもへの虐待が発生しています。このことは、子どもの健やかな成長や人格の形成に重大な影響を及ぼすことから、地域全体で取り組む必要があります。

また、虐待をする状況に陥った親に対し、健全な親子関係を構築するための支援体制を構築します。

- 虐待の早期発見、支援体制等の充実を図るため、「こども家庭センター」を設置します。
- 親子関係形成支援事業等により、子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその児童に対し、親子関係構築の支援を行います。
- ヤングケアラー出前講座を定期的に実施し、支援の必要性について学ぶ取り組みを実施します。

事業番号	事業名称	事業内容	担当課
53	子どもを虐待から守るための地域ネットワークの強化の取り組み	要保護児童対策地域協議会構成団体との連携強化のための代表者会議の開催と、ケース検討会議等で関係機関との連携を強化し、情報の共有を図ります。	福祉課
54	児童虐待予防スクリーニング・保育園等連携システム（おや？おや？安心サポートシステム）の推進	保育園や認定こども園の気になる子どもについて課題を明確にし、支援が必要な家庭の潜在的ニーズを把握する取組を推進します。	福祉課 住民保健課
55	啓発事業・研修会の実施	オレンジリボン運動の取組・広報誌への掲載、虐待の早期発見等の研修会を開催します。	福祉課 住民保健課
56	虐待を受けた子どもと家庭への支援	再統合した家庭を見守り、身近な相談者として定期面談などを行い、再び虐待が起こらないよう支援します。	福祉課

事業 番号	事業名称	事業内容	担当課
57	【新】 ヤングケアラー理解促進事業	子ども自身や周囲の大人が「気づき」の感度を高め、SOSが出せるよう、理解促進と早期発見に向けた啓発を進めます。	福祉課 学校教育課
58	【新】 こども家庭センターの設置	母子保健と児童福祉の連携を図り、妊娠時から出産・子育てまでの伴走型相談支援及び虐待対応の充実を図るため、令和8年度の「こども家庭センター」の開設を目指します。	福祉課 住民保健課
59	【新】 子育て世帯訪問支援事業	家事、育児に不安を抱える要支援家庭などへの子育て世帯訪問支援事業の実施に向けて、検討を進めます。	福祉課
60	【新】 児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱え、家庭や学校に居場所がない児童に対し、児童の居場所となる場を開設し、生活・学習・食事等のサポートを行い、虐待等を未然に防止する取り組みを検討します。	福祉課
61	【新】 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、必要な支援を行います。	福祉課

7 仕事と生活の調和の実現



少子化の背景に長時間労働があると指摘されており、ワーク・ライフ・バランスの重要性が指摘されてきました。父親が親として育児参加を積極的に果たすことが、育児ストレスや不安の解消、子どもの健全育成のためにも重要なことから、父親の育児への参加や育児休暇取得への理解促進などの周知啓発等を展開していきます。

○仕事にやりがいを感じながら育児との両立が可能な社会の実現に向けて、男性の子育てへの参加促進などワーク・ライフ・バランスについて周知活動を実施します。

○育児休業の積極的な取得に理解のある育児応援企業への奨励金支給制度を検討します。

事業番号	事業名称	事業内容	担当課
62	【新】仕事と生活の調和に向けた取り組み	仕事と家庭の両立や家庭生活の調和に向けた啓発活動を実施します。	福祉課 ブランド推進課 総務課
63	育児・介護休業法の周知と休暇・休業制度の定着化	育児・介護休業法の制度周知を図り、育児休業等の取得に積極的な企業へ奨励金等を支給する制度創設を検討します。	福祉課 ブランド推進課 総務課

8 子どもの権利保障



子どもの人権を守り、子どもが次代の地域社会の担い手として活躍できるよう、子どもの人権を守る取り組みを進めます。

- 人権教室を開催し、意識啓発活動を行います。
- 栗山町子ども・子育て条例（仮称）の制定を検討します。
- 子ども健やか育み宣言の普及に取り組みます。

事業番号	事業名称	事業内容	担当課
64	子どもの権利擁護	子どもの人権を尊重する意識を高めるため、各小中学校や放課後児童クラブ等において、人権擁護委員と連携し、人権教室等の広報啓発活動を行います。	福祉課 学校教育課
65	子ども・子育て条例制定への取り組み	子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利等を盛り込んだ栗山町子ども・子育て条例を制定し、子ども・子育て支援事業計画が実効性のあるものにします。	福祉課
66	子ども健やか育み宣言の周知	継続的に周知を図ることで、地域における子育て支援の機運を高めます。また、子どもの権利条例に本宣言を取り込むなど、町民と企業への意識改革を実施します。	福祉課

9 子どもに安全なまちづくり



少子化の時代だからこそ、子育て家庭にとって、安全で魅力のあるまちづくりが重要となることから、子どもを犯罪から守る活動について、地域の協力により、継続的に取り組んでいきます。また、子育て家庭が安全に安心して利用できる施設の整備、維持管理を実施するとともに、地域や保護者等の協力による通学路の安全の確保や登下校時の見守り等について、取り組んでいきます。

○公園や道路が安全に利用できるよう点検し、必要な修繕・更新を実施します。利用者からの危険箇所などの情報提供を呼びかけ、変化する安全環境に柔軟に対応していきます。

○子ども110番の家「くりっぴーの家」の周知・拡充に取り組みます。

○子どもが安心して楽しめる遊び場づくりの整備を検討します。

事業番号	事業名称	事業内容	担当課
67	子どもを犯罪から守る取り組み	児童が危険を感じたときに駆け込むことが出来る緊急避難場所、子ども110番の家「くりっぴーの家」の周知・拡充の取り組みを実施し、周知・拡充を行います。	環境政策課 学校教育課
68	通学路等の安全確保	定期的な通学路の安全点検による危険箇所を把握し、子どもが安全に通学できるよう継続して取り組みます。	学校教育課 環境政策課 福祉課
69	登下校時の安全確保	学校や地域、保護者や警察等の協力により、登下校時の見守りや安全確保に努めます。	学校教育課 環境政策課
70	子どもが利用する公共施設の安全確保	子どもが利用する公園などの公共施設の安全点検等を実施し、老朽化した施設の修繕と更新を実施します。	建設課 福祉課 住民保健課
71	【新】安全安心な遊び場づくり	子どもが安心して遊ぶことができる親水公園等の施設整備を検討します。	建設課 福祉課

第6章 教育・保育提供サービスの確保

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本町では生活圏域等を考慮し、町全域を1区域として計画します。

2 各年度における教育・保育の量の見込みと供給体制

計画策定にあたっては、アンケート結果の傾向などを考慮し、人口の動向を見極めながら現況を加味した見込み量に調整することとし、現実の必要量に見合った計画となるよう、子ども・子育て会議において計画の進捗状況等を評価してまいります。

また、令和元年より実施された幼児教育・保育の無償化に伴う設定区分の量の見込みの変化により、利用者ニーズと質の確保、施設運営のバランスを考慮した、提供体制が確保できる計画としております。また、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業が給付の対象となっております。

3 子どもの人口推計

(単位：人)

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	40	38	38	36	36
1歳	45	40	38	38	36
2歳	35	44	39	37	37
3歳	45	37	46	41	39
4歳	53	45	37	45	41
5歳	61	54	45	37	45
6歳	52	62	55	46	38
7歳	54	53	63	56	47
8歳	72	55	54	65	57
9歳	60	73	55	54	66
10歳	79	62	74	56	55
11歳	74	78	61	73	55
合計	670	641	605	584	552

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

【認定区分と利用施設】

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	保育の必要性なし（教育標準時間認定）	認定こども園
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育園、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育園、認定こども園、地域型保育事業

（1）1号認定

現在、1号認定の児童（3～5歳）を受け入れ可能な施設は、認定こども園2か所となっています。引き続き、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう量と質の確保に取り組めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	70	67	57	54	52
②確保の内容（人）	76	76	76	76	76
認定こども園	76	76	76	76	76
過不足②－①	6	9	19	22	24

（2）2号認定

現在、2号認定の児童（3～5歳）を受け入れ可能な施設は、保育園1か所、認定こども園2か所となっています。子どもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や核家族化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	102	98	84	79	76
②確保の内容（人）	96	96	96	96	96
保育園・認定こども園	96	96	96	96	96
過不足②－①	△6	△2	12	17	20

(3) 3号認定

現在、3号認定の児童（0～2歳）を受け入れ可能な施設は、保育園1か所、認定こども園2か所、地域型保育事業所1か所となっています。

子どもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や核家族化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

3号認定（0歳）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	9	9	8	8	8
②確保の内容（人）	17	17	17	17	17
保育園・認定こども園	11	11	11	11	11
地域型保育事業	6	6	6	6	6
過不足②－①	8	8	9	9	9

3号認定（1歳）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	23	22	22	21	21
②確保の内容（人）	21	21	21	21	21
保育園・認定こども園	15	15	15	15	15
地域型保育事業	6	6	6	6	6
過不足②－①	△2	△1	△1	0	0

3号認定（2歳）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	25	23	21	21	20
②確保の内容（人）	25	25	25	25	25
保育園・認定こども園	18	18	18	18	18
地域型保育事業	7	7	7	7	7
過不足②－①	0	2	4	4	5

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実施か所)	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関【新規】	—	1	1	1	1
	こども家庭センター型【新規】 (旧母子保健型)	— (1)	1 (—)	1 (—)	1 (—)	1 (—)
	妊婦等包括相談事業型	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人/月)	320	301	291	286	275
	(実施か所)	1	1	1	1	1

(3) 妊婦健診

安心・安全な妊娠・出産のために重要な妊娠期の定期検診に費用を助成し、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人/回)	419	397	397	375	353
確保の内容	(人/回)	419	397	397	375	353

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人/年)	41	41	39	39	37
確保の内容	(人/年)	41	41	39	39	37

(5) 養育支援訪問事業

育児ストレスや産後うつ等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、家庭訪問を実施し養育に関する指導助言等を行い、養育能力の向上や適切な養育を実施する支援を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人/年)	5	5	5	5	5
確保の内容	(人/年)	5	5	5	5	5

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）【新規】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設や里親において養育・保護を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人/年)	—	3	3	3	3
確保の内容	(人/年)	—	3	3	3	3

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

地域において、児童の預かりを希望する依頼会員と、援助を行う提供会員との相互援助活動を支援し、多様な子育て支援ニーズへの対応を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人/年)	175	165	160	151	146
確保の内容	(人/年)	175	165	160	151	146

(8) 一時預かり事業

保育園等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情や社会参加などで一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児疲れによる保護者の負担を軽減するため、保育園等で児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備します。

①一般型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人/年)	682	642	616	627	596
確保の内容	(人/年)	682	642	616	627	596

②幼稚園型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人/年)	1,322	1,245	1,199	1,199	1,148
確保の内容	(人/年)	1,322	1,245	1,199	1,199	1,148

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた児童に、通常の利用時間帯以外の時間において、保育園、認定子ども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人／年)	674	635	611	611	585
確保の内容	(人／年)	674	635	611	611	585

(10) 病児・病後児保育事業【新規】

病気や病回復期にある保育に欠ける乳幼児や児童を病院・保育園等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

※計画期間中に実施の可能性について調査検討します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人／年)	0	0	0	0	0
確保の内容	(人／年)	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や長期休業中に安心して生活できる居場所を確保するとともに、主体的な遊びや生活が可能となるよう自主性、社会性、創造性を育み、その健全な育成を図る事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	1年生	26	26	25	22	20
	2年生	29	30	29	24	23
	3年生	31	31	30	26	24
	4年生	13	11	11	11	11
	5年生	12	11	11	10	10
	6年生	14	12	12	11	11
	合計	125	121	118	104	99
確保の内容 (人)	定員	140	140	140	140	140
	実施か所	4	4	4	4	4

(12) 子どもを守るための地域ネットワーク強化事業

要保護児童対策地域協議会調整機関(町福祉課)に職員を配置し、関係機関等の専門性の強化及び連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図る事業です。

※取組の検討を行います。

(13) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

※取組の検討を行います。

(14) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うことにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

※取組の検討を行います。

(15) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、相談及び助言を実施するなど、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

※取組の検討を行います。

(16) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(回／年)	40	38	38	36	36
確保の内容	(回／年)	40	40	40	40	40

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を行います。

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人/月)	0歳児	-	5	6	5	5
確保の内容	(人/月)		-	6	6	6	6
量の見込み	(人/月)	1歳児	-	9	8	9	8
確保の内容	(人/月)		-	11	11	11	11
量の見込み	(人/月)	2歳児	-	11	9	8	9
確保の内容	(人/月)		-	11	11	11	11

※事業の実績がないため、保育園、認定こども園未利用者の推計から量の見込みを算出しています。

(18) 産後ケア事業【新規】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えます。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	(人/年)	32	30	30	28	28
確保の内容	(人/年)	96	90	90	84	84

(19) 実費徴収に伴う補足給付事業

低所得で生活が困難な世帯が教育・福祉施設等に対して保護者が支払う文具等の費用や行事参加費用の一部を助成する事業です。

※取組の検討を行います。

(20) 多様な主体の参入促進事業

新規参入施設等へ巡回指導、特別支援教育・保育経費の助成等を行うことで良質な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

※取組の検討を行います。

※計画期間中に検討が必要な事業

○こども家庭センター設置

「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応と個々の家庭に応じた切れ目ない支援など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものです。

本町においても「地域子育て支援拠点事業」から「こども家庭センター」へ体制を拡充することで、妊婦母子から児童、虐待対応までを一元的なフォローを目指すものです。

○「こども計画」策定の準備と「子ども・子育て支援事業計画」等との連携

令和6年3月こども家庭庁から「こども計画策定ガイドライン」が示されました。

これにより、各自治体はこども計画を策定することが求められます。その際、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」など、子どもや子育て関連の諸計画と一体として作成することもできます（相互参照を可能とすることが条件となります）。

また、こども計画策定に際しては、こどもや子育て当事者等の意見を反映することが求められます。特にこども（当事者）の意見を聞き、計画に反映することが重視されます。

第7章 計画の推進体制

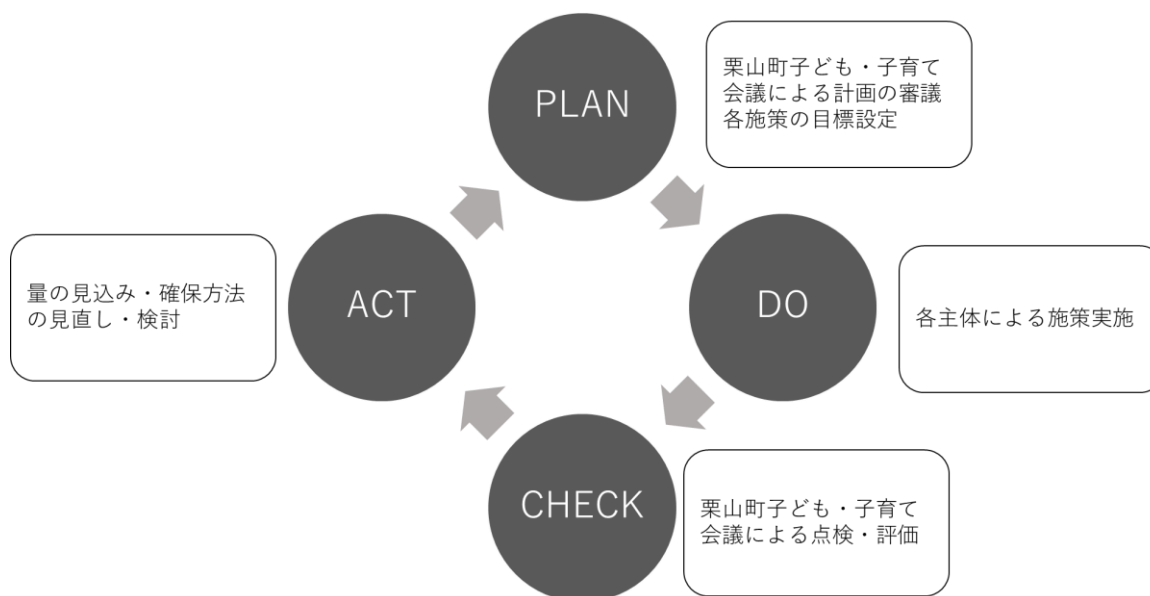
1 計画の推進にあたっての体制

本計画策定においては、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「栗山町子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定について協議を行ってきました。子ども・子育て会議の役割は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。

2 計画の点検・評価と見直し

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制の下にPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、達成状況を確認・評価し、着実な進行管理を行うとともに、「栗山町子ども・子育て会議」に報告し、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することもありうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。



資料

1 計画策定の経過

月 日	内 容
令和6年3月2日 ～令和6年3月24日	就学前・小学生保護者へのアンケート調査
令和6年7月4日(木)	第1回栗山町子ども・子育て会議 ・委嘱状の交付 ・委員長、副委員長の選任 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果について
令和6年10月31日(木)	第2回栗山町子ども・子育て会議 ・計画の基本的考え方と施策体系について
令和6年11月28日(木)	第3回栗山町子ども・子育て会議 ・第3期栗山町子ども・子育て支援事業計画の全体像について ・グループワーク
令和7年1月30日(木)	第4回栗山町子ども・子育て会議 ・第3期栗山町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和7年2月14日(金)	議会説明（全員協議会）
令和7年2月14日(金) ～25日(火)	意見公募（パブリックコメント）
令和7年3月	議会提案

2 栗山町子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 20 日条例第 1 号
改正
平成 26 年 6 月 19 日条例第 23 号
平成 30 年 6 月 21 日条例第 24 号
令和 5 年 4 月 1 日条例第 14 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、栗山町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)の一部を次のように改正する。

3 栗山町子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和6年7月4日～令和8年3月31日			
	所属	氏名	備考
1	栗山町校長会	鈴木 祐子	
2	栗山商工会議所	島 貴紀	副委員長
3	栗山町社会福祉協議会	月 輪 淳 紹	
4	栗山町地域医療協議会	西 見 寿 博	
5	栗山町PTA連合会	腰 本 江里沙	
6	栗山いちい認定こども園	福 士 由香里	
7	継立まつば保育園	北 間 智 美	
8	栗山めぐみこども園	圓 成 眞生子	
9	マロンキッズ保育園	榎 本 尚 代	
10	栗山町民生委員・児童委員	佐 藤 曉 美	
11	栗山町ファミリー・サポート・センター	岡 山 美智子	委員長
12	有識者	河 野 和 枝	
13	有識者	高 橋 信	
14	公募（保護者）	廣 岡 奈 美	
15	公募（保護者）	笹 浪 和 博	

事務局

事 務 局	氏 名
福祉課課長	高 田 宏 明
福祉課主幹（福祉・子育て担当）	橋 元 幸 士
福祉課主幹（福祉・子育て担当）兼子育て支援センター長	宮 林 葉 月
福祉課福祉・子育てグループ 主査	鈴 木 し の ぶ
福祉課福祉・子育てグループ 主査	高野瀬 真 弓
福祉課福祉・子育てグループ 主事	樋 口 し ほ み
住民保健課健康推進グループ 主査	河 合 優 香
若者定住推進課主幹	高 間 理 香
教育委員会学校教育グループ 主査	中 川 圭 太
教育委員会社会教育グループ 主査	相 川 貴 行

第3期栗山町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 栗山町

編集 栗山町福祉課

〒069-1512

夕張郡栗山町松風3丁目252番地

電話 0123-73-2222

<https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/>